

第三十回国会 衆議院 社会労働委員会 議 録 第三号

(三二)

昭和三十三年十二月十九日(金曜日)委員長の指名で、次の通り小委員及び小委員長を選任した。

医療制度に関する小委員

大石 武一君 大橋 武夫君  
田中 正巳君 八田 貞義君  
藤本 捨助君 柳谷清三郎君  
多賀谷眞徳君 滝井 義高君  
堤 ツルヨ君 八木 一男君  
医療制度に関する小委員長 田中 正巳君

昭和三十三年十二月十九日(金曜日)午後零時十九分開議

出席委員

委員長 岡田 直君

理事 大石 武一君 理事 大坪 保雄君  
理事 田中 正巳君 理事 藤本 捨助君  
理事 小林 進君 理事 滝井 義高君  
大橋 武夫君 龜山 孝一君  
川崎 秀二君 藏内 修治君  
河野 孝子君 齋藤 邦吉君  
田中 國男君 高石幸三郎君  
谷川 和穂君 中村三之丞君  
中山 マサ君 二階堂 進君  
西村 英一君 古川 丈吉君  
柳谷清三郎君 亘 四郎君  
赤松 勇君 伊藤よし子君  
岡本 隆一君 多賀谷眞徳君  
堤 ツルヨ君 中村 英男君  
八木 一男君 山口シヅエ君

出席國務大臣

内閣総理大臣 岸 信介君  
厚生 大臣 橋本 龍伍君

労働 大臣 倉石 忠雄君

出席政府委員

厚生事務次官 池田 清志君  
(社会局長) 安田 巖君  
厚生事務官 太宰 博邦君  
(保険局長) 生田 宏一君  
労働政務次官 宏一君  
委員外の出席者  
厚生事務官 伊部 英男君  
(保険局国民健康保険課長) 川井 章知君  
専門 員

十二月十九日

委員小川半次君、藏内修治君、柳谷清三郎君及び山田彌一君辞任につき、その補欠として西村英一君、大森玉木君、濱地文平君及び高石幸三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大森玉木君、高石幸三郎君、西村英一君及び濱地文平君辞任につき、その補欠として藏内修治君、山田彌一君、小川半次君及び柳谷清三郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

小委員会設置に関する件

国民健康保険法案(内閣提出第一号)

国民健康保険法施行法案(内閣提出第二号)

厚生関係及び労働関係の基本施策に

関する件

○岡田委員長 これより会議を開きます。

国民健康保険法案及び国民健康保険法施行法案の両案を一括議題とし、審査を進めます。

質疑を継続いたします。まずおとこの本委員会における滝井委員の質疑に対する答弁の一部が留保されており、この際これを許します。

○太宰政府委員 先日の滝井委員からの御質問の中で、第四条に関連いたしましたので、第四條に補正を申し上げました。

その際申し上げましたごとく、国は国民健康保険事業につきまして最終の運営の責任者として、当然その健全な運営に努めることは言うまでもございせんが、国民健康保険事業の性格にかんがみまして、単に国と市町村との間の責任のみにおいて運営せらるべきものではなく、その当該市町村を包括する広域の地方公共団体として都道府県もまたその社会保険事業の基準の維持に当り、またその運営の指導に當る、こういうことを明確にいたしましたのが本条の趣旨でございます。

これの具体的な現われ方といたしましては、たとえば第七十五條におきまして都道府県がその財政状況等に応じて国民健康保険事業に要する費用に対して補助金を出すというようなことが規定されておりますが、こういうようなものは都道府県の立場においてこの指導に當るといふ精神の一つの現われだ、かように考える次第であります。

○滝井委員 この前、四十二條における「療養取扱機関が善良な管理者」と同一の注意をもってその支払を受けることとに「とめた」ならば、最終的な責任は保険者が持つという意味のことが四十二條に書いてあるわけでございますが、これに対する具体的な厚生当局の見解を、この法案が通るまでにはまて一つ御報告願いたい、こういう要請をしておいたのですが、いろいろ御事情があるかと思ひますので、これに対する処置をどういう工合にやるのか、そのお氣持をこの際お聞かせ願いたいと思ひます。

○橋本國務大臣 これはきわめて重大な問題でございます。厚生省といたしましては、これを断絶的な見解でやるつもりはございせん。具体的にいろいろな事情等を調べ、勘案いたしまして、医師会でありますとか、あるいはまた保険者団体でありますとか、あるいはまた支払う側であります被保険者の方々の方々の御意見といったようなものを十分伺ひまして、それによつて何といひますか具体的な準則のようなものを設けて誤まりなきを期したいと考えておる次第でございます。一案を作りまして上におきまして、関係団体等には十分御相談の上で決定したいと考えております。

○滝井委員 その問題はきわめて重要な問題でございます。それででき得ば先般理事会等で話し合ひました国会の中に医療法なり医師法の根本的な問題を検討する小委員会でもございまして、これが運営が行われることになりましたならば、そういう準則ができたならば、そこにも一つお見せを願いたいと思ひます。これは私、厚生省にも委員長にもその希望をいたしておきたいと思ひますが、その際、特にきょうお伺ひをしておきたいのは、健康保険法におきましては翌々月末までには保険者は診療報酬の請求を支払うことになっておつたと記憶しております。

な問題でございます。それででき得ば先般理事会等で話し合ひました国会の中に医療法なり医師法の根本的な問題を検討する小委員会でもございまして、これが運営が行われることになりましたならば、そういう準則ができたならば、そこにも一つお見せを願いたいと思ひます。これは私、厚生省にも委員長にもその希望をいたしておきたいと思ひますが、その際、特にきょうお伺ひをしておきたいのは、健康保険法におきましては翌々月末までには保険者は診療報酬の請求を支払うことになっておつたと記憶しております。

もちろん翌々月末までにこれができなかつたからといって延滞利がつくものではございせん。しかし翌々月末までに払わなければならぬことになっておることはなつておるのです。従つて常識論として、善良な管理者の注意をもつて取り立てをやる場合に、これはもう取り立てができないものであるという一応の認定を下す時期というものがやはりある程度あるだろうと思ひます。その下すに於いていろいろ客観的な条件は、これは保険者なり、療養担当者なりその他のいろいろ学識経験者なる者の意見を聞いてきめなければならぬと思ひますが、監督機関である厚生当局として、患者が大体払えぬという認定をする期間は何の程度のものか、これは非常に技術的な問題になります。すでに健康保険においては基金法で翌々月末までに支払うということになっているので

す。その点、保険局長はどうお考えになつておりますか。

○本府委員 通常の場合におきましては、大体健康保険と同じような早さで、できるだけ早くお支払いを今までもいたしているわけでございますが、今お尋ねのような善良なる管理者と同一の注意をもってやっていると、いかうか。その場合の問題につきましても、これはなかなか今すぐここでお答えすることは困難かと思ひますが、私どもの根本的な気持としては、前国会においても当時の保険局長から御答弁申し上げましたごとく、お互いに国保の制度をより立てていく協力者として、療養取扱機関においては誠意をもって取り立てていたで、なおかつだめだといふ場合におきましては御迷惑をそれ以上かけない、保険者の方においてそれに取つてかわつて適当な措置をする、こういう根本的な気持でいるわけであります。従ひましてそれをどういう時期に認定するか、これはなるべく早くそういうことをきめまして、取扱い機関の方にも御安心をいただくようにすべきことは当然のことだとは存じますけれども、それを一件々でやるか、あるいはある程度の期間にまとめてやるか、事実具体的の場合としてのやり方は、先ほど大臣から答弁のございましたごとく、そういう点も含めましていろいろ関係者の方々の御話もよく承つてきめて参りたい、かように考えております。

政府の方で一つの見解はこの機会に私は表明しても差しつかえないのではないかと。その取り扱ふためのいろいろの条件は、善良な管理者の注意を要したというのとは、一体何回催促したのか、どういふことがそのうなの、これはおまかせして差しつかえないと思ひます。しかし取扱ひの機関から保険者に取り立ての義務が移行するのは、一体どの程度の期間があれば移行するのだといふことぐらい明らかにしておいてもらふねと、三年も四年も後にならなければだめだといふことはあり得ないと思ひます。また健康保険は翌々月末までは払うといふことになつて、それからだかたといふことになつて、長くても半年は出ないだろうと思ひますが、ここあたりもう少し、くどいようでありますが、ここあたりが私は一番大事なことだと思ひます。これは何、こういう法文をお作りになつたからには、具体的ないろいろな条件はそれは聞かなければなりませんが、ここあたりははつきりしておく必要がある。

○本府委員 その期間は、私ども今ちょっと引かれたような、三年とか、そんなふうなべらぼうなことは全然考えておりません。できるだけ短い期間においていたしたいといふことを先ほど申し上げたわけであります。それは当然先生とそう大きな隔たりはないといふことは申し上げて差しつかえないと思ひます。

○本府委員 常識的には三カ月くらいだ、それから長くても半年は出ぬ、こういうことだそうでございますから、さうしますと、次に問題になるのは、はい、いよいよその取り立てが今度保険者に移つていくわけですね。そうすると保険者は、一体善良な管理者の注意をもつてもとれなかつたものを、保険者に移つた場合に、保険者は、何カ月したら払ふことになるのかといふことなのです。これはいわば「この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することが出来る」といふことになつておるわけですね。私はどうもそこがよくわからぬのですが、徴収金の例によつて処分するといふことになると、それが今度患者から取り立てられて、そして担当機関に払われることになるんです。その間の期間は、一体普通の規定による徴収金といふものはどのくらいで取り立てることになるのですか。一般から徴収金を取り立てるというのとはどのくらいで取り立てるのですか。手に入ればこれはすぐ払ふことになるので、だからその間の支払いに至る今度期間は、健康保険にしても国民健康保険にしても、翌々月末までは順当にいはば、今払つてくれておるわけですね。だけれども、これは順当にいつていないものなのですけれども、今度健康保険の方に取扱いの責任が移動しているから、今度は逆に療養の取扱ひ機関に金がいくのは、一体どのくらいの期間かかるかといふことなんです。ここあたりはやはり保険者とか担当者じゃなくて、こっちへ移つたからには、やはり早く払ふなければならぬ、こういう形が出てくる。この点どういふことになるか。

○本府委員 これは当然強制徴収といふことにもなるかと思ひます。が、さやうの場合におきましては、普通通国税徴収法などのやつておりますことは、納期を指定して、その日までに納めさせる、それが納まらない場合において、あとは強制的な取り立てになるというふうな手続にならうかと存じます。従ひまして、当然これもいわゆる通常の期間といふものから、さらにうんと延びたルーズな取扱ひに終るといふことは、私どもとしては全然考えておらないわけでございます。さう御了承願ひたいと思ひます。

○本府委員 そうしますと保険者に責任が移つてから、翌々月末までは支払う、こういうことでございすから、結局さうしますと大体これで期間が出るわけですが、普通二、三カ月は担当機関の方でやる、それからまたもう二、三カ月は徴収その他のあれがあるの、で保険者がそれに当る、そうするとまあまあ半年以内には未収金というものは担当機関に、こういうことが常議論として出てきたわけですね。政府もその常議論といふものを尊重していきたい、こういうことなわけですね。これは大臣に一つ、大臣からそこあたりの御答弁だけは得ておきたいのです。

○橋本国務大臣 大体さういふふうな方向に努めて参りたいと思ひます。

○本府委員 了承いたしました。

次は四十三条の問題でございますが、四十三条は「保険者は、政令の定めるところにより、条例又は規約で、前条第一項に規定する一部負担金の割合を減ずることが出来る」といふことであるといふ一部負担金の減じ方が書いてあるわけなんです。一昨日内務省の問題を出したのですが、こういうところから丙装がくるのだらうと思ひますが、その場合に四項の「当該療養取扱機関に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収するものとする」といふこと。こういう場合、これは出来秋などで一時的に金が入つてくる。従つて、定期的に半額の負担といふのは、病氣になつたそのつど医師に支払ふことができない。だから一時的に金の入つてきたときに、半額医師に支払うのをまとめて、出来秋等の金が入つたときに、農村等ではやるように便宜をはかる、こういう趣旨の規定が四十三条のこの四項に当るのですか。この意味を一つお教え願ひたいと思ひます。

○本府委員 この条項は、お尋ねのごとく、純農村などにおきましては、なかなか現金といふものは毎日のように入つて参りません。従ひまして、出来秋といふようなときでないと、なかなか一部負担金といふものも払えない、こういうような場合に関する便宜として特別の事情の取扱ひを認めた制度でございます。

○本府委員 その特別の事情があるといふのは、農村のような、出来秋でなければ季節的に金が入らないといふことのほかには、何か特別の事情があると認める場合があるのですか。

○本府委員 私どもも今考えておるところでは、大体純農村のようなところといふように考えております。

○本府委員 この規定は非常に農村の被保険者にとっては、私はいい制度だと思ひます。その場合に、昔から農村では、定例払いと申しますか、盆と暮れになれば、お米を金のかわりに医師のところを持って行くといふならわしがあったのですが、今米は食糧管理

しては、これは大体保険という仕組みから出て参りましたいろいろな条件であるいはある場合においては制約というものものもございましょう、そういうようなものに従つて給付をかわつてやつていただく、そういう仕組みになつておる次第であります。従ひましてその取扱ひ機関から費用の請求がありました場合におきましても、そういう取りきめに応じてなされておるかどうかといふことを保険者の方で審査をして支払うことをする、こういうことになるわけでありませう。これは当初の契約が、法的な解釈としてそういうような契約になつておる、というふうな見解を

なつておれませう。関係からいへば、かようなことを定を設ける必要がある、こういうことでございます。

○荒井委員　審査をする権限は保険者にあることはわかるのですが、それを減点をするという権限は一体どこから出てくるかということです。与えたものを減点をする権限はどこから出てくるかというこの点が今の答弁ではちよつと明白でないのです。実際に薬を十日分与え、注射を十本したといつ

た場合に、薬を五日分に削り、注射を五本に削るというその権限は、一体保険者のどういうところから出てくるかということですね。これは療養取扱機関がそれぞれ法に基いて、給付に關する費用は契約した、それから保険給付をやり出すという申し出をする、これも一つの対等の契約です。その契約のどういうところから減点をし得るといふことが出てくるのか、ということが、

いう理論が出てくるのかといふことか  
どうもわかりかねるのです。これはで  
きれば内閣の法制局あたりの公式な見  
解をこの際お聞かせ願いたいのです  
が、局長さんの方で明快な御答弁がで

きればいいのです。この前もいろいろ

非公式に議論をいたしましたように、その場合には審査機関がそれを削減をしたならば、その削減された分については、実際に与えたのだから患者からその分をもらうべきだというお話もある。現在たとえば、本人は別ですが、家族は十本注射を打って百円お金を払ったとすると、請求は一応倍ですから二百円の請求が出ていくわけであります。その場合に家族であるならば、保険者はそれについて百円払うところを半分の五十円に削ってしまう。そうすると五十円になる。ところが患者はすでに百円払っておるわけです。患者から払った百円を、五十円は保険者が削ったのだから、一つ患者さんもお医者に行ってもいいないといは今言っていないのです。削る額は、結局審査をされるときに保険医療機関に出たものだけが削られておる。本人の場合は全部削られてしまう。家族の場合は削られていない。少くとも家族の支払った半分は削られていない。こういう矛盾があるわけであります。もし理論的にいって、削られたものについては全部なくなつたのだということになれば、家族である場合には、家族が半額支払つた分の中から削られた分だけは家族にも返さなければならぬことになるわけでありますが、それは現在行われていないわけであります。行われていないといふことは、結局保険者が削減するだけの法律上の見解が明確にされていらないからこそ、そういうやむやみに過ごされておるといふ一つの理論にもなり得るわけであります。この点、館林医療課長の方では、健康保険にも通することですが、保険の方の見解は

どういふことなんでしょうか。

〔委員長退席、田中(正)委員長代理席〕

○太宰府委員 答えたいします。理論上から申しますならば療養取扱機関と保険者の間には、いろいろな診療取扱いのものもろの条件をきめて、これは準則という格好で出ておりますが、それに従つてやつていただくといふことになっております。従いましてその減点とかなんとかいふ審査の問題は、当初よりきめました準則に従つてやられておるかどうか、それがやられていないといふ場合において、準則の照らすところに従つてこれを審査する、こういうことになるわけであります。その根拠は準則、すなわち当初のそういう基準でやるといふ契約のところにある、かように考えます。

なお被災者の場合におきまして、健康保険法の方では大体全額を給付するということではなくして、半分の五割の分についてやる、こういうことでもありますから、その方はそれで問題はなくなくなるわけであります。国民健康保険法の方におきましては、給付全体を割って、五割は一部負担という格好で払うことになっておりますので、従いましてもしそれが不当でありますならば、理論上は当然患者の方から医療機関に戻していただくということになるのが筋であると思ひます。

○滝井委員 四十条に規定する準則でそういうことになるので削るのだ、こゝうおっしゃいますが、そこらあたりの理論上の根拠が少し私、納得ができないところがあるのです。いずれこれはもう少し内閣の法制局の見解も機会をあらためて聞かせていただきたいと思ひます。

次には審査や支払いに関する事務を健康保険団体連合会あるいは社会保険診療報酬支払基金に委託することができることになっておるわけですね。実は私、健康保険団体連合会というのは、いわば保険者の団体だから、保険者だと思つておつたのです。それは保険者が保険者に委託するという形になるのですが、この場合健康保険団体連合会が保険者の団体で、保険者そのものではないといふことになるわけなんです。そうしますと、審査権は保険者にあるんだ。そうすると健康保険団体連合会というのは——これは今直感したんですが、健康保険団体連合会が第三者の機関ではないかという感じがするのです。保険者そのものでない。今まで非公式にいろいろ議論をしたところで、これは健康保険者だといふ形で議論をしておつたわけですが、今直感するところによると、あなた方も少し思ひ違いをしておると、私も思ひ違いをしておるんじゃないかという感じがするんです。健康保険団体連合会が保険者そのものではないといふことになる、健康保険団体連合会に審査機関を置くということになる、第三者のところを置いたといふことになるような感じがするのですが、これに対する見解はどうですか。

○太宰府委員 連合会の性格は八十三条以下にございますので明瞭でございます。保険者そのものではない、あるが、そのようなものに事務の効率化あるいは公正化をはかる意味において委託することであり、それは社会保険診療報酬支払基金に委託するのと同じでございます。

○滝井委員 今まで少し頭が混乱しておつた関係か、保険者そのものではない議論をお互いにしておつたやうであります。そこで大臣にこの際お尋ねしておきたいのですが、実は「保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができ」という規定が八十三条にあるわけですね。そのときに私は、共同してその目的を達成をするといふようならば療養担当者もこれに加えたかどうか、団体を加えたかどうか、なんだと言つたら、それは必要ないとおっしゃつておつたわけなんです。ところが各県に医師特別国保というものが敷衍的にでき始めたわけですね。そうすると、その医師特別国保というのは、同じ医師という療養担当者の大部分が集まつて国保を作るわけです。そうするとその理事者が保険者として国保連合会に入るといふことになる。これは大臣可能でしょうか。

○橋本國務大臣 可能でございます。と、ますます国民健康保険団体連合会の性格といふものが、今までわれわれが論議しておつた性格とは變つた要素を含んでくることになるわけです。医師自身もその連合会の幹部にもなり得るといふ客観情勢が出てきたわけですね。そういうところに審査機関を置かれてやられるということになります。これはだいたい理論的に、私自身もいまここで直感したのですが、保険者そのものでないのだ、保険者の集まりだ、しかしその中には医師の団体も入つておるのだ、こういう国民健康保険をやる医師の団体が入つておる、そうすると、今までのものとは少し違つてくるわけですね。そこで、その場合に、その三分の二に達しないと健康保険団体連合会が審査権を持たないわけなんですね。この三分の二といふことの中には、保険者の数が三分の二です。から、特別国保も入れば普通の健康保険組合もみな入る、こういう、市町村の保険者でなく、そういうものを全部ひくくろめてやるという意味に解釈して差しつかえありません。

○太宰府委員 その通りでございます。

○滝井委員 そうしますと、あるところは社会保険診療報酬支払基金にいく、あるところは国保の連合会にいくといふことでなくて、むしろ行政の指導を一貫して、国保団体連合会やろうというならば、むしろこの際それを一本に統一しておつた方が、将来何か問題があつてここに置いては工合が悪い、県に置くべきだといふことになれば県も非常にやりやすくなるのじゃないかと思ふ。審査機関をばらばらにして東京都に起つたような汚職の問題が起りやすくなる。三分の二以上保険者が加入しておるところは連合会だ、そうでないところは支払基金だということになります。

〔田中(正)委員長代理退席、大石委員長代理席〕

同じ審査機関でも、審査の方針が連合会と支払基金と必ずしも同じでないといふ場合が出てくるわけですね。なぜならば、支払基金の方は健康保険的なものの見方をするわけですね、国保の連合会の審査機関は国保的なものの見方をしていくといふ形が必ず出てくるのです。そうしますと、ある県において

は、国保的な審査の仕方は非常にゆるやかだ、どうも基金に持っていって健康保的なものの見方で非常に激しかった、あるいはその逆の場合といったことが出かねないですね。だから、そういう形になるとすれば、私はむしろどちらか一本にした方がいい。だから、法律的にはこう書いておいても、行政の筋としては一貫した考えでやる方が、あなた方がいろいろ支払いの方針を出す場合においても、あるいは審査の方針を出す場合においても、非常に便利がいいのじゃないかという感じがするのです。これは、法律をこう書いて、一字も修正まかりならぬとおっしゃるのですから、なかなかどっちか一本にしようというとは言いにくいのですが、行政の筋としてはどうですか。

○太宰府政府委員 今伺っておりますと、行政の筋としての滝井委員のお考えも私もわかる点がございます。これは今後行政運営の面においてと参考にして考えて参りたいと思ひます。法律の規定といたしましては、かような条項で、好きな方に委託することができるといふような程度が今日においてはよからうと考える次第であります。

○滝井委員 ぜひ一つ、ある程度統一する方が私はいいと思ひますので、できる限り漸進的にそういう方向に持っていっていただきたいと思ひます。

次には療養取扱機関の報告等に関する問題でございますが、厚生大臣または都道府県知事は、四十六条で、療養の給付に必要があると認めるときは、それぞれそのところに報告を求めたり出頭を求めたりすることができるとな

ことになるわけなんです、その場合に、療養の給付に關して療養取扱機関の責任の範囲、開設者の責任の範囲、管理者の責任の範囲が明確でなくてはならぬということなんです。そうしないと、ある場合に療養機関が責任を負わなければならないのに開設者に責任を負せたり、開設者が責任を負わなければならないのに管理者に責任を負せたり、管理者が責任を負わなければならないものを国民健康保険医なり国民健康保険薬剤師に責任を負わせるという紛淆が起つてくる可能性があるものであります。そこで私がどうしてそういうことを申すかという、即ちそのまゝ、これは鏡のごとき医療協議会に移っていくわけでありまして、そうすると法律の解釈において、療養の給付に關して、それぞれの責任分野が明確でないと、医療協議会というものはいたずらに混乱をするわけでありまして、この文章ではこれが読めないのです。私はそこに一つの心配がある。前項の規定に關して質問または検査をやる場合には、職員が行つてその身分証を示してやりますが、一体この場合にその責任はだれであるかということ、その責任を持つ人に質問をしてもらわなければならぬということで、そこらあたりを、一体これであつた方はどういう具合に使ひ分けていくかということなんです。これをこの際明確にしておいていただきたい。これが明確にならないところに療養取扱機関というその概念が非常にぼやけていると思ひます。療養の給付に關して、と頭からかぶせてしまつていくけれども、その療養の給付ということに關しては、それ責任の分担があつて、総合した

ものが療養給付ということになつてくるわけですよ。これがはっきりしないから、われわれは療養取扱機関というものを、それぞれ開設者は開設者、機関が場所である場合には、場所は場所、管理者の責任は管理者というふうに分けた法文の書き方をすれば、医療協議会といつても問題はない。しかしこういう形になつてくると、なかなか問題になつてくるということです。それと同時に、これは健康保険について言えることなんです。健康保険についてそれぞれ療養担当の規定がありまして、それぞれ療養担当の規定がありまして、これはやはり眼光紙背に徹するように目の玉を大きくして見て、なかなかどこからどこまでが医者の責任で、どこまでが開設者の責任で、どこからが全体の機関になるかというところがわかりかねる。医療法を見ても、開設者の開設そのものを取り消す場合もあつて、いろいろな場合が出てきています。とにかくこれは療養給付に關してはそれを全部ひくるめて区分していいのです。だからその点にこれは非常に問題がありますので、明確な御答弁がなかなかできないかと思ひますが、この際法案をわれわれが最終的に審議する段階に至つておりますので、保険局の公式な見解をこの際表明していただいて、これが不完全なものでもかまいません。やがて小委員会でも作つて根本的な検討をする段階になれば、まとめてさらにこれを整理していつて出すことにすればいいと考えます。一応法案を通すからには、来年の一月一日からこの法案は現実にわれわれの国民生活を規制することになるわけですよ。一応念のために四十六

条における、療養の給付に關して必要と認めるとき、それぞれの機関なり者の責任分担というものの見解を明白にしたいと思ひます。

○太宰府政府委員 療養の取扱機関というものの概念につきましては、ここで前回に申し上げたかと思ひますが、大体この国民健康保険法あるいは健康保険法というものは、当然医療法なり医師法というものをその前提として認めまして、それとの関連においてこういう規定が入り、またその運用につきましても当然それらの法律というものを、私もは総合して照らし合せてきめるわけでございます。本法案におきましても、開設者あるいは国民健康保険医、薬剤師というものの分担については、前の方においてすでに明らかになつております。この分と、もとをなします医療法、医師法などの分との照らし合せにおいて、おのおの責任の分担というものをきめて参るわけでございますから、私どもの考えでございますましては、これによつて紛淆を来たすことのないように運営していくことができないという考えを持っております。

○多賀谷委員 関連。先ほど国民健康保険団体連合会が第三者の団体だ、こういうことを滝井委員の方から発言があり、またそれを肯定された発言がありましたけれども、これは法律で明記されておる団体ですから、やはり性格を明らかにしておかなければならぬという意味で質問申し上げたいのですが、第三者というのはどういう意味ですか。

○太宰府政府委員 別個の人格を持つておるという意味であります。

○多賀谷委員 別個の人格を持つておることは、保険者でなくて、別個に法人を組織するのであるから、そういう意味でしようけれども、しかしこれはあくまでも保険者の利益を擁護するといひますか、国民健康保険そのものを推進し、運営するのではなく、国民健康保険者の共同体として、保険者そのものの経済行為はやりませんけれども、その保険者の利益擁護のための団体である、こういうことには間違いないでしよう。

○太宰府政府委員 この八十三条で「保険者は、其同してその目的を達成するため、云々」ということが書いてございまして、これは当然国民健康保険事業が健全に発達していくという大きな目標をきざして努力する、こういうこととございまして、今お話のように、その中において保険者の利益であるとかあるいは被保険者の利益であるとか、あるいは保険取扱機関の利益とかいふふうな、分れた狭い意味の保険者だけの利益というものを私どもは考えておらないのでございまして。

○多賀谷委員 そういたしますと、療養担当者が加入してもいいわけですか。

○太宰府政府委員 これは八十三条の規定にありますように、保険者が共同して設立することになります。

○多賀谷委員 なぜ保険者だけに限つたわけですか。健康保険そのものの事業を円滑に運営し、かつその目的を推進するためには、医療担当者がやつても同じでしよう。療養担当者が入つても同じでしよう。

○太宰府政府委員 この連合会というも

のは、保険者が共同してその目的を達成するため作るわけでありまして、療養取扱機関というものは、保険者がその仕事を運営いたします場合に、医療という特殊性から、お医者さんにかわって療養行為を担当していただく、そういう面が入ってくるわけでございます。ここではその大もとの保険事業全体をよりよくしていくという意味において、保険者だけの集まり、こういうふうにするのが当然だと考えております。

○多賀谷委員 被保険者であるとか、それから療養担当者であるとかあるいは保険者であるとか、この三者を一体にして扱わなければ、あなたの言う共同してその目的を達成するためにはなりませんよ。保険者のみしか加入を許さないというのですから、その点はこの法律施行に伴う保険者のための行為、こういうように解する以外にはないでしょう。あまりいいように答弁されておきますと、定款なんかであるいは療養担当者とかあるいは被保険者を入れるという問題が起りますと、法律では一応明記されておりますけれども、性格をはっきりしておかなければいけないと思う。ごまかして、あとつじつまの合わないことをされてはいかぬと思う。

○太宰府委員 根本におきまして保険者と被保険者あるいはその他の者とが対立するという感覚のもとに私どもはこれを規定しておらないのでございませう。当然その保険の運営が健全に伸びていくという立場に保険者はあるべきはずだ。従ってそこに保険者と被保険者、あるいは保険者とそれに協力を願ったしました療養取扱

機関との間に対立があるものという前提は、私どもは全然とっておらないのであります。いわんや国民健康保険の場合におきましては、保険者というものはほとんどその大半は、九分九厘まで市町村であります。市町村というものは当然その中におります住民の福祉をこいねがう、これと対立するということとは私どもとしては考えておらないのでございます。

○多賀谷委員 そういたしますと、保険者のみの加盟ということを変えまして、被保険者とかあるいは療養担当者を含める、こういうふうにするの精神からいえば直してもいいわけですね。

○太宰府委員 大へん恐縮でございますが、その必要性はないと考えております。

○多賀谷委員 この法律の全般は、やはり保険経済あるいは経済行為、契約、こういう思想に貫かれておるのですね。ですから取り消し行為というものの、契約の解除というものがある。それから申し出の受理というものがあつた。こういういわば経済行為、しかもその出たり入つたりは自由というものの考え方をしておいて、そうして療養担当者、被保険者は全部保険者である、こういうものの考え方をされるといふことは、私はやはり矛盾しているのだと思うのです。一方においてはそういう対立的な面をほとんどこの法律の中にうたいながら、しかもそれは経済行為をうたいながら、さらに一方においては保険者の中に、いわば全部大きな目的のために総合されるのだというものの考え方、保険者が入つておれば、被保険者も療養担当者のことも十分考へて行なつておるのだから対立関係はない、こういうものの考え方、これは私は矛盾しておると思うのです。ですからやはりその療養担当者や被保険者が契約をするというものの考え方をすれば、これは保険者だけの団体である、こういうふうにするべきではないかと思う。そうでなくして、今度保険者の中には被保険者も療養担当者も全部含めての考えでおるのだというふうなものの考え方、これは現実とは違いますが、そういうものの考え方をされるならば、取り消し行為であるとかあるいは申し出の受理であるとか、そういうようなものの考え方をなされない方が皆保険に適合しておる、私はこう考へるのですがどうですか。

○太宰府委員 連合会が保険者を作るわけでありませう。その保険者が作るという意味は、先ほど申し上げましたように保険制度の運営が健全に伸びていくという意味で、従つてその被保険者なり何なりと対立するというようなことは、狭い意味の保険者が自分たちのだけの立場の利益擁護ということをしなさい、そういうことはあり得べからざることである、こういう建前で私どもは考へておるわけでありませう。それからその取り消しとかなんとかいうことは、これは前の方でも御審議がありましたごとく、こういう一つの保険集団というものを作りまして、そこでこの療養取扱というものをお医者さんにお願ひして、そうしてこれをやっていきます場合において、その条件なり何なりが合わないという場合におきましては、万やむを得ない場合においてははその集団から退いていただく、こういうこともやむを得ざる場合には私は起つてこようかと思う。そういう場合

合の措置でありますから、その点と今回のこの八十三条の規定等との間においては、私どもとしては何らの矛盾というものも感じておらないわけでありませう。

○多賀谷委員 どうも私ははつきりしないのですが、なるほど保険者になる人はいわば公法人ですから、市民の代表的な団体である、こういうことが言える。その面については言えるのですけれども、これはやはり保険経済を行なつておるのですから、そういう場合においては保険者というものは、やはり療養担当者なり被保険者なり対立する面もあるわけですね。この事業そのものは対立してはいない。事業そのものは対立してはいないけれども、この健康保険における保険者というものは対立しておるから、そういうふうないろいろの契約事項であるとか、被保険者との関係が出てくるわけですね。ですからその連合会であるから、やはり連合会として見るべきである。そうしなければ、なぜ県知事というふうな第三者を置くか。これは対立でないというなら、これは連合会というものがもう全部第三者であるということになれば、取り消しだつて連合会がいい。ところが別個に第三者というものを設けておる。

「大石委員長代理退席、委員長着席」

ですから、第八十三条にいう、共同でその目的を達成するためには、なるべく保険者というものは自分のことだけ考へないで大きく考へてもらいたい、こういう法の趣旨はわかりませうけれども、現実には保険者団体連合会というものは保険者だけの加盟しか許さない、こういう現実には、やはり純然

たる第三者であるというふうなことは今後誤解を招くから避けるべきである、かように私は考へるのですが……。

○太宰府委員 第三者の、つまり保険者そのものでない、従つて取り消しというふうなものは知事などにやらせないで、この連合会あたりでやらせたいことになるとはいいないかというふうなお話がございましたが、これは私どもとしてはそう考へておりませう。この療養取扱機関なりあるいは国民健康保険などにお願ひして、そういう給付面の実際面を担当していただいておりますけれども、それが集団から除かれるということは、実質上においては相当大きな意味を持つわけでありませう。因しては、国民健康保険事業が健全に伸びていく、そうして国民皆保険の中核としてこの制度が伸びていくことを指導する立場におきましては、きような重要な職務をいたしますことについては、当然国の機関という立場において府県知事というものがこれをなすべきでありまして、さようなものを、こういう公法人ではありますけれども、保険者の団体というものに任意にさせるということは、私どもは国民健康保険事業の健全なる運営と推進のためにはよろしくない、かように考へるのであります。ここにありますごとく、この連合会が保険者を作るものでありまして、そうしてその趣旨は保険事業がうまく伸びていくというためにこういうものが一丸となつていろいろな行為をする必要があるという建前から規定しただけのことでありませう。

○多賀谷委員 ですから結局国民健康保険団体連合会というものは、第三者



といつても中正的なものではない。結論を言いますと、对被保険者、治療担当者との関係においては公正的な、中正的なものでない、こういうことなんでしょう。

○太宰府委員 保険者が集まって作るわけですが、しかしそれをもつて直ちに被保険者と対立するとか、あるいは治療担当者といふか、あるいはそういうようなことは毛頭考えておらないのでございます。

○多賀谷委員 僕の質問したのに答弁して下さい。そのまま答弁して下さい。実はこれは診療報酬審査委員会、そういうものの性格にかかると質問しておるわけです。ですから純然たる中正的な、公正な関係ではない、こうおっしゃっていただければけっこうなんです。それを何かごまかして答弁されるから、あとから非常にはつきりしない性格のものになり、さらに診療報酬審査委員会の性格というものがはつきりしない。ですから治療担当者とか、あるいは对被保険者の関係においては、中正的な第三者ではない、この点を御明確に答弁願いたい。

○太宰府委員 具体的にある場合においては、治療担当者との間にいろいろな意見を異にするというようなことも起ってくるわけでありまして、根本の趣旨においては対立……。

○多賀谷委員 中正であるか、公正であるか……。

○太宰府委員 そういう意味でありますならば、純正の中正ではないと思ひます。

○滝井委員 今の四十六条から、どうも外に飛んだんですが、四十六条のそれぞれの機関なり開設者、管理者の職

務権限と申しますか、その範囲というふうなものは、太宰さんの方では医療法、医師法で明白であるとおっしゃるが、医療法、医師法では明白なんだけれども、これが一たび国民健康保険法、健康保険法の段階になってくると、どうも必ずしも文章の上から読んでも明確ではないという感じがするのです。療養の給付に關してという場合には、非常に広いことを含んでおるもので、なかなかどうもわかりかねるのです。この問題はきょう論議しておつたら、あと三十分しか時間がございませんで、いすれ落ちついたときに、もう少しお互いに議論をしてみたいと思ひます。

そこで、それとも関連をしてくるのですが、四十八条の一項の四号に「ただし、当該療養取扱機関の従業者がその行為をした場合において」とあるが、従業者というもののうちに、国民健康保険医なり、国民健康保険薬剤師が含まれるか含まれないか。

○太宰府委員 これは含まれると解釈します。

○滝井委員 そうしますと、その場合に療養担当者が含まれるということ、現在の法における療養担当者、新法の国民健康保険医なり、国民健康保険薬剤師が含まれる。それに取扱い機関が相當の注意、監督を尽したときは、これでいいんだ、こういうことになつておるわけだ。そうすると、監督を尽さなかったときには、機関が取り消されるわけです。申し出の受理の取り消しを受けるわけでありまして、ところが、四十九条をこらになつると、そのことは同時に四十条に規定する療養の給付に關する準則に違反したときも取

り消されるわけです。これは療養の給付に關する準則というものは、療養担当規程等を含むわけですから、従つてそれは絶えず注意を開設者なり管理者がしておかなければならぬわけなんです。そうするとこの場合は、その注意をしなかつたというときには、機関も取り消される、同時にそのやつた医師自身の登録の取り消しもあるわけなんです。このときは両方ともばつさりお家断絶とともに、人間は路頭に迷う、こういう形になるわけですね。

○伊部説明員 四十八条と四十九条、いすれも同じ文句を使つておるわけでございますけれども、これは四十六条のときに申し上げましたように「療養の給付に關し」というのを、非常に広い意味に解釈いたしておりますので、四十八条の一号の關係におきましては、療養取扱機関が守るべき準則に違反した場合、四十九条の場合におきましては、国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師が守るべき準則に違反した場合、それぞれ読み分ける趣旨でございます。

○滝井委員 趣旨は読み分けるのです。が、そのあやまちを犯した者が、保険医が犯したというときには、当然犯させないようには善良な管理者の注意がなければならぬ。ところがしてないというときには、機関も取り消されるが、本人もやられるということなんです。同時に二重にいくんだ。これは四十八条、四十九条の読み方はそうなるのです。だからそこあたりをはつきりしておかぬと、もし一方だけということになれば、医者一方でもいい、機関一方でもいい。この読み方は両方になるのです。

○伊部説明員 お医者さんが医療面に關しまして準則に違反した場合は、四十九条の一号によつて取り消されることはあり得るわけでありまして、その場合におきましては、機関に責任は及ばない形になります。

○滝井委員 けれども、それは医師が個人でやつても、それは使用人の医師です。だから開設者がこれは責任を持たなければならぬ。だから開設者は、善良な管理者の注意をもつて医師に注意をしておけば、それは医師だけで済む。ところが善良な管理者の注意と監督とが尽されたときにはいいですが、尽されなかつたときはだめなんです。う。だからそのときには、機関がやられるのか、医者がやられるのか、医者も機関も両方やられるのか、その答えがなければ、医療協議会に持つていったときに、医療協議会は結論は出ません。

○伊部説明員 三十六条の四項によりまして、病院、診療所及び薬局の開設者は、担当する療養を実施するにつき、必要な措置を講じなければならぬ、という規定がございまして、この趣旨をいたしまして、開設者は経済面で、医療面に關しましては管理者が、いろいろな従業者の監督に當らなければならぬ。従ひましてその監督に欠ける、その相當の従業者に対する必要な注意、指導を怠つたという場合におきましては、四十八条の一号に該當する場合もあり得ると思ひます。ただ国民健康保険法にあるのは国民健康保険薬剤師が医療面に關して準則を守らなかつたという場合におきまして、それが即ちこの趣旨に關して申し上げたので

あります。

○滝井委員 どうも私の頭が悪いせいかわからないのですが、一体四十八条と四十九条との適用關係は、いかなる場合においては機関の取り消しになり、いかなる場合においては保険医の取り消しになるかということをお願いしてもらわなければならぬ。私は四十八条の従業者の中に、明らかに保険医なり保険薬剤師が含まれると思ひます。その含まれておる保険医、保険薬剤師があやまちを犯した、ところが善良な管理者の注意をしておけば問題ないが、していなかつたときは、一体それはだれにいくかということになる。だから、そのときには、医師がやられるのか、機関もやられるのか、機関だけなのか医師だけなのかということが明白でないといかない。私はこの規定を讀むと、両方だと思ふ。だからこれは一応善良な管理者の注意を怠れば、大体この文から見ると両方に読めるのです。

○伊部説明員 さような場合におきましては、両方の場合ということもあり得ると思ひます。

○滝井委員 そういふ場合にはつきり言つてもらうとよくわかるのです。この法律というものは、こういう場合に健康保険法の療養担当の規定をここに持つてきて全部やつておるために、法律の立て方は健康保険と根本は同じです。これをいろいろごまかしてありますが、根本は同じなんです。ただ療養取扱機関と保険医療機関と名前を變えておるだけで、根本はちつとも變つていない。だからほんとうに健康保険の通りに持つてきてもらうと非常によくわかる。ところがそうでないかのこ

とき粉飾をこらしておるところにこの法案の、悪い言葉で言うところの欺瞞性がある。こういう形が出ておるので、どうもぼくらは勉強に非常に時間がかかっている。国民健康保険を一本読んで、それから健康保険とよく突き合わせていってみたい、なかなかよくわからないということになる。

時間がないからざっと大事なことだけいいますが、その次は五十三条で療養給付の期間を三年にしほつて、しかも条例で三年をこえることができることになっておるわけです。そこで原則は三年であるというところは変らない。条例で三年をこえる例外を認めたのです。そうしますと、転帰がやってくる、その病気がなおらなかった、三年たつてなおらなかった、こういうことになりまして、その患者は、たとえば結核で三年たつたということであれば、結核についてはもうかかるといえないのだ、その保険証では医師に見てもらえないのだ、しかしその他の疾患についてはその保険証で見てもらえる、こういうことなんですよ。

○伊部説明員 その通りでございます。  
○滝井委員 その場合に、結局その患者というものは、現実には病気になるというものは、結核で困っておるわけですね。従つて他の病気が起ることあります。多く結核が中心になっていく。こうなりますと、その保険料の徴収というものが、三年になつて、もうあなたはこれでかかれませんかといったときに、それが世帯主であるという場合には、非常に保険料の徴収が困難になるという事態が一つ出てくるのです。それに対する対策は何かお考

えになつておりますか。最近における日本の結核の情勢というものは、青年からすでに壮年、老人と、世帯主に食ひ込んできていることは、すでに結核白書がこれを示している。こういう三年で転帰がきた後における保険料の徴収の問題ですね。

○太宰府委員 設例をなさいましたように、たとえば結核というふうなもので三年間たつたすれば、日本の現状におきましては、そういう方々は経済的にも非常に苦しいボーダー・ライン層に落ちるといふことが一応予想されるわけでありまして、そういう保険料を納付することがなかなか困難であるというふうな場合に際しましては、いろいろな手当といったしまして、たとえば七条などにはありますように、徴収の減免とかあるいは猶予というふうなことも起つていふかと存じます。国保の建前としては一応三年で打ち切るということにしては、一応三年で打ち切るということにしたわけでありまして、

○滝井委員 皆保険のもとにおいて、結局保険証は持っている、しかし三年が過ぎたために、もはやそれから先は現金だ、こういうことになると、御存じの通り結核というものは五年、十年、十五年と非常に長期にわたつて療養するわけですね。古賀の療養所にかつて行ったことがありますが、古賀の療養所の歴史とともにあるという患者がある。療養所が創立したときからまだ入院しているという患者がある。こういう人たちは必然的に生活保護になつていくのでしようが、家に幾分働き手でもいて、食うだけはやつと食つていけるのだということになると、なかなか生活保護にもいけぬ。皆保険のもとに

おいて、今後はこういう思わざる悲劇が出てくる、こういう形が今後あるわけでありまして、そして同時にそういう悲劇は、保険料の徴収を非常に困難にする部分として出てくる、こういう問題点があるということだけを御指摘しておきたいと思ひます。

次に五十四条の問題で、保険者が療養の給付を行うことが困難だといふ場合、いわゆる療養費払い、それから「緊急その他やむを得ない理由により」云々とそこに書いてあるわけでありまして、この場合を御説明願ひたいと思ひます。  
○伊部説明員 療養の給付を行うことが困難であるといふ場合は、現物給付としての療養の給付が困難であるといふことでございまして、たとえばこの法律案の中にも、大都市におきましては被保険者の証の交付に若干期間を置くことができるという特例が設けられてゐるわけでありまして、そういうふうな場合、あるいはこの法律案によりまして看護、移送といふことが現物給付になつております。これは健康保険も同じことでありますけれども、その看護、移送の手段を被保険者が直接持つておらない場合といふのが該当すると思ひます。それから被保険者が緊急その他やむを得ない場合といふのは、付近に療養取扱機関である病院、診療所、薬局がない場合、あるいはそこまで行くといふことが医療上できない場合、かような場合と考えております。

○滝井委員 そうしますと、四十八条によつて療養取扱機関が申し出の受理を取り消された場合、あるいは保険医が登録を取り消された場合、その扱つてゐる入院患者あるいは外来の患者の取扱いは、緊急その他やむを得ない場合に入るか入らぬか。

○伊部説明員 さうな場合は結局病状によつて決せられる。それが被保険者側におきまして引き続き当該医療機関の医療を自由診療として受けたいといふ場合はもちろん別問題であります。が、国保としての保険給付を受けたいといふ場合におきましては、やはり他の療養取扱機関に行く、ただしその当該患者の病状が非常に緊急であり、あるいは移動することができない、あるいは移動することが不適当であるといふ場合におきましては、当然この療養費払いの規定が適用される、こう考えております。

○滝井委員 その認定は、その必要があるときとは療養給付にかえて療養費を支給する、その必要ありと認めるのは保険者が認めるわけですね。そうしますと、保険医療機関が取り消される、療養取扱機関が取り消される、保険医が取り消されるということ、は、全く患者には無関係のことなんです。患者が悪いことをしたわけではございません。それが患者は非常に大きな迷惑をこうむる、こういうことなんです。そうしますと、そこに必要があると思はれる準則と申しますか、今もあなたの言われるように、これは重いものだから動かさぬ、君の病状は僕でなければならぬ、この患者から言われれば、患者の方はその医者を信頼してやつてきているのですから、動けぬことになつてしまふのです。こゝらあたりが取り消しや何かの問題と関連してなかなかむずかしいのです。そこでたとえば、いつもよく私が言いますが、大学病院なら大学病院を取り消す。あなた

方を取り消すのだとおっしゃるのだけれども、大学病院も当然療養取扱機関になるわけですから、厚生大臣が文部大臣の所管下にある大学病院を取り消した場合に、大学病院には大学病院でなければいけないという患者が来ているのです。そうしますと、これは全部療養費払いになるということになりまして、大学病院の方は取り消されて喜びます。保険の事務はめんどうくさくて金がなくて困つてゐる、文部省が事務費をくれぬし困つてゐる。そうするとその取り消したことが、悪い言葉で言うところの万々歳といふことになつてしまふ。そういう取り消された方が利益だといふ逆の結果が出てくる。これはこの法律の一つの大きな盲点になつてゐると思ふのですが、この点はどうですか。

○太宰府委員 申し上げるまでもなく、療養取扱機関の取り消しをするといふことは非常に大きなことでございまして、私ももととしてはやむを得ない場合に、最後にそういう処置をとらざるを得なくなつたといふようなとき以外には、なかなかそう簡単にやつていく筋合いのものではございません。そういう場合におきましては、そこにまたまた入院なり治療に通つております患者は若干の迷惑をこうむります。これは、これは事実問題としてあり得ようかと思ひますが、しかしながらその患者と申しますのは、同時に国民健康保険の被保険者でございまして、この国民健康保険という一つのグループの中からは、とりもたぬ人を取り除くといふことは、とりもたぬおさずその集団に属します被保険者のために利益になるわけ



でありますから、私どももいたしましてはそういう場合にはやらざるを得ない。従いましてその取り消しの処分が、ありましたために、たとえばそこに入院をしておいた患者があるといふし、すなわちこれはその先生がよいと思つて来られたというふうな事情は私どもとしては認めるわけには参らない。これは当然その趣旨を話しまして、他の医療機関にかわつていただく。ただし先ほど主管課長が申し上げましたごとく、重症の人で動かすことができないというふうな人がありましたが、場合においては、これはそれを動かすというふうなこともできるべきではない、かような趣旨で、やむを得ない理由と、このは当然そういう措置をとるべきであると思ふるような場合に限定してこれを認めたい、かように考えております。

○滝井委員 その次は五十八条です。「傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができる」ということが五十八条の二項にあるわけです。現在国民健康保険を実施している中で、傷病手当金の支給をやっている例がありますか。

○伊部説明員 市町村におきましてはそういう例はございません。しかしながら現行法におきまして特別組合では相当数ございます。

○滝井委員 次は六十七条の「保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。」こうなつておるわけですが、保険証を貸与するという考え方があつたわけですが、これは私も経験があるのです。が、保険証を同じ年令の人が借りて持つてくるというものはあり得るのです。

すが、それは別の条項で、六十五条の「偽りその他不正の行為によつて保険給付を受けた者」の中で処理するのだと思ひますが、譲り渡すという中に貸与は入るのですか。

○伊部説明員 被保険者証を貸与するという場合は、滝井先生の仰せの通り六十五条の一項の方で処理するということになつております。六十七条の方はそういう被保険者証の貸与というふうなことを全然考へておらない。保険給付を受ける権利というのは、病氣になつた被保険者その本人の権利でございますから、この六十五条の条文とは関係がないのであります。

○滝井委員 次に一番大事な最後の連合会の問題は、実は非常に大きな問題がたくさんあるのですが、これは今多賀谷委員からもいろいろ御質問がありました。が、どうも国保ができてから、医師の方も保険者として国保連合会に加入をしていくということになりますと、この連合会というものに対する考え方というものは今までと違つた形が出て参ります。これは、連合会の知事認可の基準、それから連合会の財政運営、人的構成、連合会だけでも実は二十項目ぐらゐ質問要目があるのです。が、これはいづれ機会をあらためてゆつくりやらしていただきたいと思ひます。

次に問題にいたしてお聞きしたい点、これは大臣にお尋ねをいたしたいのですが、診療報酬審査委員会はこの法律の第八章で一応国民健康保険連合会に置いておられますが、その審査をする委員会の委員は都道府県知事が依頼をするものになつております。現在一つの審査委員会のあり方に対する不満

というものは、この療養取扱機関から提出をせられた診療報酬請求書の審査を審査機関がやつて減点をせられるといった場合に、それを具体的に、第二次的な機関として不平を処理してもうものがないわけなんです。そこでこの国民健康保険の審査委員会の中に、まず第一的には一般的な審査委員会を審査をしてもらつて、それで異議がなければそのまま一般的なものが通つてしまふ、しかしなおその審査を受けたものについて非常な不平があるというふうなものについては、何かそこ

同じ審査委員会の権限の中で、同じ権限を審査委員会が委託した特別部会のようなものを作つて、その部会が第二次的にもう一べん審査をし直して、それが審査委員会の正副の決定になるんだ、こういうものをこの際作つていただくことが必要じゃないか、一応そういう足がかりができれば、将来健康保険なり生活保護のものについても恒久的なものを、もっと高い見地から作つ一つの糸口もできるし、国民健康保険になつて、新しくこの国民健康保険を初めてやるという医師も農村には相当できてくるわけです。そういう意味で、全国に三十五年度末までにこれを普及するとすれば、保険者も擁護し、被保険者の受診率も高めてやり、療養担当者も擁護するといふ、まあ健康保険で五者五悦といひましたが、三者三悦、喜ぶものにして共同の目的を達成することが必要だと思ひます。そこで法律は一字一句改正することができないといふ自民党さんの強い決意があるようにございまして、泣く子と地頭には少数党の社会党は勝てぬやうでござ

ざいます。そこでこの際、泣く子と地頭には勝てないが、大臣一つわれわれの苦衷も察していただいて、一つ九十条に「この章に規定するもののほか、審査委員会に關して必要な事項は、厚生省令で定める。」こう書いてありますから、そこに同じ委員会の権限の中で二審的なものを省令で作るといふことがおそろく可能だと思ふのですが、一つ大臣の御言明ができれば、まあまあ何とか大きな苦情処理の機関はできなくとも、審査に關する限りは、これは一番経済的問題につらなつてゐるんです。機関を根こそぎやられる、お家断絶をやられる、その次にはこの経済問題なんです。ですからここらあたりを何かうしてやつたものはこの委員会できると小委員会に見せてもらふ、こういうことにすれば非常に円滑に、泣く子と地頭には勝てないが、まあわれわれも何とか、たえがたきをたえ、忍びがたきを忍ぶといふことにもなり得るんじゃないかと思ふんですが、そこらあたり一つ大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○橋本国務大臣 審査の問題に關しましては、今日でも御異議があらまされたとき、お医者さんが行かれてもう一べん見直しといふようなことは、事実問題としては担当された方々の間にいたしまして、これは民事裁判に行くとしようといふことは大へなことではありません。この審査結果に対して異議があるときには、もう一度調べてもあらうといふことは、事実大いに考へて参らなければならぬ問題だと思ひます。ただ制度的に規定をいたしますと

なると、その構成自体についてもみんなが満足して納得してくれるものでなければなりませんし、よほど考へてみなければならぬと思ひますけれども、ただいま滝井委員の仰せられましたことはもうきつめてこつともなことでありますので、忙しくやつております一般の審査で一応の結果が出ましたときに、これを再審査して見直すといふことについての仕組みにつきましては、これは十分に省令を作ります際に考へて参りたいと思ひます。

○滝井委員 大臣が省令を作る場合に考へてみるということでございますので、ぜひ一つそうしていただきたいと思ひます。

次にもう一つ、診療に対する支払いの期限というものが不明確なんです。従つて厚生当局の意向では、支払いの期間というものは法律に入れなかつたが、施行規則で何とか善処していきたいという御意見があつたのです。大臣もさう理解しておりますかどうか、この点明確な御答弁を願ひたいと思ひます。

○橋本国務大臣 さういいたしたいと思ひます。

○滝井委員 これで終りますが、最後に保険医療機関の取り消しや保険医の登録の取り消しをやる、あるいは療養取扱機関の取り消しをやる場合に、現在健康保険においても国民健康保険においても、患者調査といふものが行われております。患者を調査して患者にいろいろなことを聞いて、そうしてそれを係官が文書にしております。文書にして、最後に患者に判を押させるのです。これはある検査が判事の話によれば、明らかに人権侵害だ、だか

ら、こういう行政がもし厚生行政では

んとうに行われておるとすれば、一応

国会でそのようなことを明確に厚生当

局に報告をしていくというところを

人権擁護局関係の人が言っておるわ

けです。この点は私もなるほど考えて

みればそういうことがあるという感じ

がするのです。この点、患者が判を

押しまして、その判を押したことが大

ろが、今度はその判を押したものを

持って医療機関に行つて、お前の見た

患者はこういう判を押しておる、だか

らお前は取り消しだという一つの有力

な材料になった。そこで今度は、患者

はそれを聞いて驚いて、医療機関に

行つて、まことに申しわけなかった、

私はそんなものとは知らなかったの

で判を押したといった例がある。そ

うして、それが同時に裁判所等で問題

になり、裁判官は、それは明らかに人

権侵害だ、そういう、厚生行政で無理

やり判を押させることはいかぬ、こ

れは警告を一本発しておくべきだ

という意見を私は内々耳にしたわけなん

です。これは、大臣がそういうことを

御存じになっておるかどうかわりませ

んが、丙表ができたという世の中に

なつておられます、この点大臣はど

ういう御見解を持っておられるのか。

まあ現場に行つて患者を調査したら、

判まで押さなくても、何々の何兵衛

がこういふことを言つたんだというこ  
とを書いて持つていけば、あとからそ  
の患者に來てもらえば判まで押させな  
くともいいと思うのです。こういうこ  
とが行われるので、やはり厚生行政が  
特高行政と同じだ、こう言われるおそ  
れがあるんですね。この点、大臣どう  
お考えになりますか。  
○橋本國務大臣 事実をよく存じませ  
んけれども、患者についてお医者さん  
の申告がほんとうかどうかというのを  
当るのはよくよくの場合でありまし  
て、今までそれを問題にして、多少  
當つてみなければならなかつた事例が  
まるっきりないでもなかつたのだらう  
と思いますが、そういうふうな場合に  
おきましては、事情を承つた患者さ  
んの立場等につきましても、これは十  
分心得て、あまりひどいことのないよ  
うにいたしたいと思ひます。まあ一々  
判までつかないで、お話を伺つて突き  
合せをするということがものの基本で  
ありまして、そういうことにつきま  
しては、御指摘のようなことにつきま  
しては、あまり行き過ぎることのないよう  
に十分留意して参りたいと思ひます。  
○滝井委員 まだ大事なことがずいぶ  
ん抜けておられますが、時間の関係があ  
りましたから、かけ足でござつてに質  
問させていただきます。  
まあ保険医療機関の性格、それから  
その内部における担当者なり管理者な  
り開設者等の職務の範囲についても多  
くの疑問がありますし、医療法、医師  
法それから健康保険法なり国民健康保  
険法との関係についても一貫した筋が  
どうも通つていなくて、ときどき脈絡  
の欠けておるというような点も感ぜら  
れます。一応きょうこの法案に対する  
最終的な結論が出ましても、一つ絶え  
ざる法案の不備を是正していく真摯な  
態度を与党なり政府当局が持つていた  
だくことを切に要望して、私の質疑を  
終らせていただきます。  
○岡田委員長 これにて両案に対する  
質疑は終局いたしました。

引き続き両案を一括して討論に付し  
ます。通告がありますのでこれを許し  
ます。小林進君。

○小林(進)委員 ただいま政府提案に  
よります国民健康保険法案及び国民  
健康保険法施行法案に対し、日本社会  
党を代表いたしまして、反対の意思を  
表明するものでございします。

ただし、その反対は、警職法に對す  
る反対とかあるいは再軍備等に對する  
反対とはいささか違ひまして、同一の  
方向に足先を向けながらも、わが日本  
の現在置かれてある政治情勢、經濟情  
勢あるいは社会情勢からなつて、こ  
の社会保険制度といふものにもかかわ  
らず、政府のいまだ医療制度に對する認  
識の足りなさ、あるいはサボタージュ  
あるいは誤まれる再軍備政策等々に  
よつて、われわれが考えておりますほ  
どに前進をしていない点において、わ  
れわれは反対をいたすのでございす  
ので、その点一つ御了承を得たいと思  
うのであります。

申し上げるまでもなく、わが日本の  
憲法第二十五条には「すべて国民は、  
健康で文化的な最低限度の生活を営む  
權利を有する。国は、すべての生活部  
面について、社会福祉、社会保険及び  
公衆衛生の向上及び増進に努めなけ  
ばならない。」と明確に規定をせられて  
おるのでございまして、特にこの条項  
に當てはめて、今国民が最も要望いた  
しておりますことは、貧乏の苦しみ  
それから病気の苦しみ、死の苦しみか  
らの苦しみ、こういう大きな望みを  
託しておるのでございします。その貧乏  
の追放と病気の苦しみからの苦しみ  
という、その病氣に関する医療保障の

問題がこの国民健康保険によつて左右  
せられるのでございしますが、残念な  
がらこの法律は、いまだ国民が熱望い  
たしておられます病氣の苦痛、不安か  
らの解放といふものは全然満たされて  
おらないのでございします。現在わが日  
本の置かれております医療制度の現  
状をどうしても理想に向つて前進をし  
なければならぬのでございしますけれ  
ども、その前進への顯著なる意欲、努  
力といふものが現れていないのでご  
ざいまして、たとえて申し上げますな  
らば、まず被保険者の立場からわれわ  
れがこの法案を見ましても、療養給付  
費の五割は依然として被保険者が負担  
しなければならぬ。住民は義務とし  
て保険料を支払ひながらも、一たん自  
分が病魔に冒されて、さて一つ診療を  
受けたらといふときには、半額の負担  
を持たなければならぬ。政府の誤ま  
れる施策によりまして、これは私が言  
うまでもなく、厚生省みずからの厚生  
白書に示されておる通りでございまし  
て、終戦後十三年の歳月を経過しなが  
ら、貧富の差がいよいよ激しくなり、働  
きながら食えないという階層は——こ  
れは私の主張ではございせんよ、厚  
生大臣、あなたの発表であります。あ  
なたの発表によつて、食えない階層が  
日に月にふえて、ボーダー・ラインと  
稱するものが一千万人をとかくオー  
バーしておるという、そういう人たちが  
が保険料支払いの義務を持ちながら  
も、一たん病氣になればその五割のい  
わゆる半額の負担が要するということか  
ら、みずみず早期治療すれば容易に健  
康体になり得るものが、その時期を失  
して死を早めて死んでいく、こういう  
ような形が全国に現れておるのでご

ざいまして、言いかえれば現在のこの  
国民健康保険は、比較的豊かな者が最  
も貧乏なる者の犠牲において命を長ら  
え治療を受けておるといふ形が現われ  
ておる。社会保険制度、医療制度とい  
うものは、国民の最下層を以てにし  
て、貧しい者を救済するといふ立場か  
らこの法律といふものが実施されなけ  
ればならぬのに、そういう一番貧し  
い階層が放棄せられて、より豊かな階  
級の方々のみその恩典に浴するよう  
な、そういう形が少しもこの法案には  
是正せられておらないのでございまし  
て、こういう点はわれわれはどうして  
も賛意を表するわけには参りません。  
なおまた五人未満の事業所の問題で  
ございしますが、これもわが社会党は数  
年來この改正を要望いたしておりま  
すにかかわらず、これもまた社会保険の  
いわゆる健康保険の中からはみ出され  
て、ただ国保にのみ依存するといふ、  
同じ雇用関係にありながらも、むしろ  
俸給も安いあるいは基準法の適用も完  
全に受けていないといふ人々の中、こ  
れまた最低階層のこれら一番困つてい  
る方々に何らの救済の手が差し伸べら  
れておらないような、こういう法案に  
は、われわれは断じて賛意を表するわ  
けにはいかなのでございします。この  
ように被保険者の立場からも、まずわ  
れわれは反対をしなければならぬの  
でございします。  
それで今度は被保険者の立場からはど  
うかと申し上げますならば、これもわ  
れわれがしばしば申し上げますよう  
に、国民皆保険の聲は、すでに国民年  
金の要望とともに、非常に高まつてお  
りますけれども、實際はむしろ地方  
財政の負担を強からしめており、国保

この意味において、願わくば、政府

におかれましては、わが社会が提出いたしましたおります国庫負担三割、給付率七割というような、こういう現実に即してさらに前進の形体を備えております主張に一日も早く御賛成あられんことを願ひまして、私の討論を終りたいと存じます。(拍手)

○園田委員長　これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。まず、国民健康保険法案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○園田委員長　起立多数。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、国民健康保険法施行法案につ

いて採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○園田委員長　起立多数。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

ただいま田中正巳君より、国民健康保険法案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されました。本動議につ

○田中(正)委員　ただいま採決になりました二法案のうち、国民健康保険法案について、その審議の経過にかんがみまして、自由民主党と日本社会党とはそれぞれ共同いたしまして、次の決議案を提出いたしますことに決定をいたしました。

ました。

本決議案を朗読いたします。

国民健康保険法案に対する附帯決議案

一、政府は国民皆保険の円満なる実施運営を図るため、医療制度と社会保険制度との調整について根本的検討を加え、可及的速かに所要の立法措置等を講ずること。

二、療養担当者の権利保護、苦情処理のため公正なる中立裁定機関を設置すること。

三、政府は可及的速かに国庫負担率及び療養給付率の引き上げに努力すること。

四、国庫負担の概算交付率を引き上げ、その精算措置を速に行うとともに、調整交付金算定の基礎となるべき療養給付費の見込額については、実績と相違が生じないよう努め、万一、相違が生じた際は、予算の補正等の措置を考慮すること。

五、保険者の事務費に対する補助については、その実情にかんがみ実質的にその全額を国庫において負担するよう措置すること。

なお、診療報酬支払についてはその期日を明確にするよう行政的措置をとること。

案文は以上の通りであります。内容についてはお聞きの通りでありますから、説明を省略させていただきます。

何とぞ満場一致、御賛成あらんことを切にお願い申し上げます。(拍手)  
○岡田委員長 採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔総員起立〕

○岡田委員長 起立総員。よって国民健康保険法案に対ししては田中正巳委員の動議のごとき附帯決議を付すことに決しました。

この際厚生大臣より発言を求められておりますので、これを許します。橋本厚生大臣。

○橋本厚生大臣 両法案の御審議をいただき、私もたいしたしまして、ただいまにあげたところの御意見は、ただいま付せられました決議につきましては、御審議の過程におきましてその御趣旨も十分に承わったのでございまして、この決議を十分に尊重いたしまして善処いたしたいと思っております。

○岡田委員長 なお右両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕  
○岡田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○岡田委員長 この際小委員会設置の件についてお諮りいたします。医療制度に関し調査をなすため、小委員十名よりなる医療制度に関する小委員会を設置することとし、その小委員長及び小委員長の選任につきましては、委員長の指名に御一任願いたいと思存しますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○岡田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。小委員及び小委員長の名指につきましては、追って公報をもってお知らせいたします。

なお、本小委員会設置の後、小委員及び小委員長から辞任の申し出があり

ました場合は、委員長に御一任願うこととし、本小委員及び委員長に欠員が生じた場合の補欠選任につきましては、委員長の指名に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○岡田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

本日は、午後再開をして、直ちに総理大臣に対する質問を続行いたします。従って、本会議散会直後、約三時間と予定いたしますが、直ちに本委員会を再開いたします。それまで休憩をいたします。

午後二時三十一分休憩

午後四時五十八分開議

○岡田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

厚生関係の基本施策及び労働関係の基本施策に関し、順次調査を進めることにいたします。

質疑を行います。八木一男君。

○八木(一男)委員 岸内閣総理大臣に未解放部落の問題を解決する問題について、お伺いしたいと思存します。

この問題につきましては、総理大臣もろろん御記憶でございまして、本年の三月十一日に、社会労働委員会です。総理大臣から非常な理解ある御答弁をいただいております。その御答弁に従いまして、その実行方のごときにつきまして、ぜひ今の総理大臣のお考え方を伺いまして、また要請も申し上げたいと思うわけでございます。

そのときも申し上げましたけれど

も、この問題は何百年間の問題でありまして、また何百万人もの多くの人の問題であります。こういう問題を私どもはどういう意味で決して政界の利己心で取り扱うという考え方はございませんで、ほんとうに日本民族が全体になつて解決するという、真剣にこの問題をすべての人が協力してやってみなければならぬと思つてございまして、総理大臣もこの前、そういう点について全面的に賛成だということ、御意見を承わったわけでございまして、そういう点につきましては、現在のところ、お考えがそのときと変わらないかどうか、一つ御答弁を願いたいと思存します。

○岸内閣総理大臣 八木委員に対してこの前お答えをいたしましたとは実は同じこの問題に対しては考えを持っておりまして、その後、内閣の中にこの問題に関する関係懇談会を設けて、この問題に關連してのいろいろの問題を検討せしめ、また来年度の予算の編成に当りましてその一部等は実現していきたいという気持ちでせつ々しく検討いたしております。

○八木(一男)委員 今総理大臣のおっしゃった点について、そのまま率直に、善意に受け取りたいと思存いたします。総理大臣もその点で御努力になつておられる点は、十分私もいろいろの方からの情報を伺いまして存じておるわけでございまして、しかしまだ非常に不十分な点がございます。総理大臣がほんとうにやるお気持ちが、先ほど御言明になりましたようにおありになりますならば、もちろん将来においては大きくてございまして、次の予算、来年度の予算とか来年度の諸法律の関

係でさらにつけ加えていただかなければならないし、またつけ加えていただける情勢にあるものがたくさんあるものと思うわけでございまして。その点についていろいろとあるわけでございまして、時間な制約されておりますので、一番大切な中心課題について伺いたいと思存します。

先ほど総理大臣が言われましたように、関係懇談会を設けてこの問題を検討しておると言われました。これはたしか九月の末にそういう御決定になったというのを私も承わっております。関係懇談会を設けて総合的に、これは厚生省一省の問題でなしに、建設省、文部省だけの問題でもなしに、労働省も通産省もあるいはまた農林省も自治庁も、もちろん大蔵省も関係のある問題だということ、関係懇談会をお設けになりましたことは、一歩半歩の確かに前進だと思存します。しかしながらこの三百年間のこの大きな問題が、岸内閣がどれだけこれから続けられるか、これは存じませんけれども、いかに長く続きますと、その間だけで解決する問題ではないと思存します。そういうことでまた内閣がいつの日か覆りまして、それからまた関係もその間に入れかえがありまして、今関係懇談会がいくつと変われば、今関係懇談会がいくつと変われば、将来またこの問題が停頓したり、あるいは無理解の人の手によつて後退するおそれもあると思存します。そういうことで、そういうことがないようになさるべき恒久的なものにしていただきたい。関係懇談会は恒久的なものというのではございません。恒久的にそういう問題を調査をし、施策を研究し、そういう問題に協力すべきだ、

大臣が御自分でおなりになったということも承わっております。そこで岸総理大臣がこの問題に御熱心であるということとは十分承知しているわけでございますが、私は閣僚懇談会自体に、ほんとうを言うとおまり期待が持てないのです。というのは、非常にむずかしい問題で、どんな聡明な人でも、北海道の人には実感がこない。東北の人にも実感が薄い。それから関東の人にも薄い。閣僚の中には東日本の人もいるわけです。そういう人たちが閣僚懇談会で、ただ職務がそれに関連のある閣僚であっても、そんな問題はいんじやないか、ほかとのバランスだとかへったくれだとか、そういうことを言つて、それでこの大事なことが延び

しやるのは、この前の内閣では総理大臣と堀木厚生大臣がわかつておいでになりました。今度の橋本厚生大臣も非常によく御理解がとおりになるようでございますが、そういうように閣僚の中では総理大臣も入れて二、三の人間なんです。そんなことで、閣僚懇談会というような、無理解な人が大多數を占めるようなところできめたところでできるものではないのです。ですから、総理大臣は何百年の弊害を直そう——これはもちろん各政党、全部の政党の責任であつて、今までの歴代の政府の責任であつて、これを解決するのはここからのすべての内閣の責任なんです。ですから、岸内閣の間に一ぺんに全部が解決される問題ではないけれど

を確立しておくことが一番肝心だろう  
 と思いますし、それが、総理大臣がそ  
 ういう御意見をお持ちになり、そうい



う御表明をなされたことの一つの一番大事なことの実現であると思う。それを閣僚懇談会で——岸さん非常に御丈夫でいらっしゃるけれども、生命というものはわかりませんし、突然、これだけ熱意を持たれた岸さんが——率直に申しますと、ほかの点では岸さんは内閣をやめていただきたいと思ひますけれども、この点を果していただかないうちにそういうことになると、この問題では困るのです。ですから、変なことになりましたけれども、即時に、どんな方がなられてもこの問題が忘れ去られない、いつでも審議会から積極的提議がされて、ほんやりしている人や無理解な人でもそれを知ってやって下さるような場を作っておいていただきたい。岸さんには政治的に反対の立場で、岸さんの政策には全面的に反対する点が多くて、私も御批判は申し上げております。しかしこの点だけでは、もしほんとうにそれだけやっていただくんだったら、岸さんの長い政治生命の中で一つの大きな功績になるのではないかとと思うのです。ほかの点は別といたしまして、それをせひやっておいていただきたいと思うのです。閣僚懇談会に相談してといたって、そういうことになりましたから、これは議長でおられて、総理大臣でおられて、自民党の総裁でおられる岸さんがやろうじやないかとおっしゃったら、閣僚懇談会で異議のあるようなことは実際にはないと思う。それに異議のあるような人だったら、全然自分の知らないことをたな上げ、人の一生懸命やっていることに水をさすような、そんな人だったら、閣僚の資格はないのです。知っていて反対す

るならいいが、知らないで急いでいるような人はですね。ですから閣僚懇談会というような形式をおとりになつても仕方ありませんけれども、必ずそういうことを迅速にはかつて、今国会中に審議会の法律を出そう、また今の予算の準備中にその審議会の予算を予算の中に入れておこうというような御表明をぜひお願いしたいと思うのです。この点いかでしようか。

○岸国務大臣 八木委員の御意見につきまして十分尊重して考えます。

○八木(一男)委員 尊重して考えますと言われましたので、時間の関係もありますから残念ながらその点についてはこれ以上言及するのを避けますけれども、再開国会までに必ず御提出になつて、再び総理大臣の御出席を要望申し上げ、一生懸命申し上げなくてはならない、一つ再開までに御勉勵になつておいていただきたいと思ひます。それでその点につきまして厚生大臣に、閣僚懇談会の中で一番関係の深い閣僚として、総理大臣とともに御尽力なさつていただきたいと思ひますが、それについて一言……。

○橋本国務大臣 ただいま総理からのお話のごさいでしたが、私もその線に沿つて努力をいたしたいと思ひます。

○八木(一男)委員 それでは審議会の点につきましてはこれで一時中止をいたしまして、予算の点について伺ひをいたしたいと思ひます。

本年度の予算は、時間の関係上、政府から御説明いただく時間がかりますので、私大体調べておりますから、私の方から申し上げます。要求をしておいでになるのは、厚生省で要求

しておるのが二億一千八百万円、この内容は、隣保館の建設補助費、隣保館の運営の補助費、それから共同浴場の問題、下水の問題、トラホームの問題、そういう問題について二億一千八百万円の要求をしておいでになりまして、それから文部省でわずかに同和教育で二百七十五万円の要求をしておいでになります。それから建設省では、これは一般の不良住宅、改良住宅の問題と込めてでございますが、不良住宅清掃事業補助費として、また改良住宅建設事業補助費としてそれぞれ三億一千二百万円と六億五千万円、合せて九億六千三百万円というものが要求をされておるわけでございます。ただし、この非常に大きい九億六千万円というの、日本全体の一般の不良住宅、改良すべき住宅と込みでございまして、このうちどの部分が部落問題解決の部分になるのか、これは詳しく伺つてみなければわからないわけでございまして、ところで、昨年度、予算を飛躍的に増大していただきたいと申し上げましたときに、そういうふうにしよう、ただし、ことは間に合わないからこの程度とおっしゃいましたけれども、これでは十分ではないと思ひわけでございしますが、その点について総理大臣の御意見を伺ひたいと思ひます。

○岸国務大臣 実はこの同和問題に関して、予算的措置をどういう事項についてどういうふうにするべきかということに關しましては、私先ほど来お答えしておるうちに、従来ごく包括的にこういう点も考える必要がある、こういうことは申し上げても、まだ具体的なそれを予算化するような研究ま

ではいたしておりません。今おあげになりましたように、あるいは厚生省、あるいは建設省等のなに出ておるようでありまして、従来そういう福祉施設やあるいは健康施設、生活の環境の改善に關する問題があつた。それから産業上、部落の人々に対する生業を指導し、適当になつていくという意味において、中小企業やあるいは農林、通産関係において施設すべきことが相当あるのじやないかと思ひます。そういう点についてもこれらの関係省に考えるように言つておりましたが、まだ予算的には私承知いたしておりません。

○八木(一男)委員 総理大臣がこまかいところまで御承知にならないことは仕方がないと思ひます。それだけの、今おっしゃつたようなことを関係各省に言つておいてなることはけっこうでございますが、御説明申し上げました、これは昨年度の予算要求よりは各省ともふえております。しかしふえ方はそう十分なものではございませぬ。大正年間に融和事業十カ年計画といふものがございまして、そのとき十カ年で五千万円、一カ年で五百万円という予算が計上されておつたわけでございしますが、これが大東亞戦争でめちゃくちゃになつて、そのまゝ切り切れトンプロになつたわけであります。換算はどれだけにするかというところは専門家にまかせなければなりません、大ざっぱにそのときの金額は今にして三百倍と考えると、その当時の融和事業十カ年計画の一年分が五百万円の三百倍で十五億ということに相なりま

す。大正時代の非常に粗末な少い予算が十五億、ところがこの中で今申し上げました不良住宅改良と改良住宅の建設の点は、これは部落問題だけではありませんので、どのくらいか知りませんが、約三分の一と見ると五億くらいしか計上されていない。去年から積極的に取り上げたものが大正時代の三分の一にすぎないということでございますから、要求額が非常に少いわけでありまして、それでこれをふやしていただかなければならぬのでございまして、これは予算がもうだいぶ組み立てられておるのですから、組みかえでもして直していただきたいと思ひます。特にそれと同時に必要なことは、大蔵省でいつも要求予算に大きくなたを振られておるわけです。そんなことになりまして、今でもないことになると思ひますけれども、今とにかくたが振られつつあるわけです。少くとも即時この要求額にたが振られないようにすべきだということを、総理大臣から大蔵省あるいは関係各省にそういう指示を与えていただきたいと思ひます。それからなお予算編成中でございしますから、この予算の少い分についてさらに出すようにということ、それから翌年度においてさらに出すという御決意、そういうことを表明していただかないと、岸さんの言われていることが言葉ではよくても、實際は少しも伴わないということになると思ひます。そういう点についてお考え方を明らかにしていただきたい。

○岸国務大臣 予算の具体的折衝は、今関係各省と大蔵省においてやっております。どういうふうな査定され、どういうふうな話かとまるといふことは、現在まだ予測を許さぬ状況であります。もちろん国といたしましてやらなければならぬことがたくさ

んございますし、これらを見合せて、最後の予算の編成を終るわけでござい  
ますが、同和事業については、私はで  
きるだけやりたいという考え方は一貫  
して持っているわけであります。た  
だ、今お話しのように、まだ具体的に  
それその主管省において大蔵省と交  
渉中でございますから、なるべく認め  
られるように、御趣旨のようにはそれ  
ぞれの役所にも申し上げますけれども、ど  
ういうふうにきまりますかは、もう少  
し見ないとわからぬと思います。

○八木(一男)委員 先ほど総理もお触  
れになっていただきましたのですが、  
この三つの問題、環境改善の問題、住  
宅の問題、同和教育の問題だけに限ら  
れております。前にも長い時間かかっ  
て申しましたから繰り返すわけではご  
ざいませけれども、零細企業の問題、  
零細農機の問題、零細漁業の問題、  
それから失業者の雇用がうまくいかな  
い問題、わずかに形式的に雇用されて  
いる失対労働者とか社外工とか臨時工  
の人たちの状態が非常に人間らしいと  
ころまでいかないで、めちゃくちゃに  
押し詰められている問題、それから、  
そういうものからは離れた人たちに対  
する社会保障の問題、こういう一番氣  
の毒な人々に十分あたったかという手  
が差し伸べられるようなところについてい  
い、形式的な社会保障的な、そういう  
ものを負担できる人が受けて、負担  
できないような人が受けてもならない  
うようなところが多々あるわけでござ  
います。そういう点についても全部施  
策が盛り込まなければならぬわけでご  
ざいます。ただまわりの住宅が直った  
だけで、隣保館が建っただけ、ふろが  
建ったということだけでは、この問題

が解決しないことは前にも十分申し上  
げたわけであります。今総理大臣は、  
通産省あたりでそういうことをおっ  
しゃっていただいたというのでありま  
すが、私の知っている範囲では、通産省  
や農林省、あるいは自治庁や大蔵省あ  
たりでは、そういう総理大臣の御配慮  
がほとんど無いので、そういう  
ことを積極的に各省で盛り上げてい  
こうという空気が非常に多いように思  
います。大蔵省は厚生省や建設省の予  
算要求に少し関心を持ってもらえるか  
もしれませんが、農林省、通産省では  
ほとんどそういう空気が見られませ  
ん。今度の要求にもそういうことは出  
ておりません。そういうことは総理大  
臣の考えに反しておることであって、  
各省大臣が責任を果たしていないわけ  
で、内閣の御決定になった方針にも反  
しておるわけです。そういうことをや  
りつけてないお役人がそういうことを  
軽率に取り扱うか、不熱心に取り扱っ  
ておるか、また前にやっていたいから  
提出したってまたけられるにきまつて  
おるからといって、ほんとうに自分の  
任務を果さないというふうな状態にあ  
るのではないかと申すのです。この点  
について、即刻そういう施策を立てる  
準備を各省でやるように一つ御指令を  
願いたいと思います。それについて  
のお考えを一つ承わりたいと思いま  
す。

○岸国務大臣 この同和問題を扱うに  
は、先ほどもお答え申し上げましたよ  
うに、活動がまだ十分でございませ  
んが、閣僚懇談会を設けて総合的に、ま  
たある程度計画的にやる必要がある  
なかなかな一年や二年で解決するとい  
うような問題じゃございせんことは、

これは言うを待たないことでありま  
す。そういう意味においてやはり根本  
的に調査をし、それから強力な政策も  
樹立していくための審議会を作れとい  
うふうなお考えもございました。そこ  
で本年の予算につきましては、そうい  
う見地から見ると、きわめて不  
十分であるかと思いますが、われわ  
れはできるだけのことはいしたいとい  
うつもりで関係各省にも従来申して  
おるわけでありまして、あるいは不徹底  
な面があるかとは思いますが、そうい  
う趣旨におきまして、できる限り各省  
の各方面において考慮するように申  
しつけるつもりでございます。

○八木(一男)委員 これから申し上げ  
ることは、はなはだ申し上げにくいこ  
とをさつぐばらんに申し上げるのです  
が、この問題は超党派的にやらなけれ  
ばいけないと考えまして、私も日本  
社会党の中でこの問題を担当し、関心  
を持っておる者はほとんど検討して、自  
由民主党の方々にお話し合いの場を  
持っていたくように何回も呼びかけ  
をいたしました。ところが自由民主党  
の中でやはり同和对策協議会というよ  
うなものをもちになったようでござ  
います。そういう申し入れをいたし  
ましたところ、今はその段階でない、  
研究中だというふうなことで、お話し  
合いにに応じておられないわけでござ  
います。また国会対策委員会にも申し上  
げたこともございしますが、お忙しい関係  
もあって、そういう党と党との正式機  
関同士のお話し合いもまだ軌道に乗っ  
ておりません。そういうことが、ただ  
忙しうございまして、それだけならけ  
うでございしますが、それは政党内部  
においても、あるいは官庁関係におい

ても、幾分この問題を政治的に取り扱  
おう、たとえば現内閣のために、ある  
いは与党である自由民主党のために取  
り扱おうという考え方を持っていて  
おる方が少しあるように見受けま  
す。私も日本社会党としてはそれが絶無  
とは言えないと思っております。日本社  
会党としてはそういうことのないよう  
に努めて一年間ずっとやって参りまし  
たけれども、残念ながら少しそういう  
状況があらわれるように思っています  
で、どうか政府内部においても、与党  
の中においても、これはほんとうに胸  
襟を開いてお互いに話し合って、問題  
が進むような場を作っていくような  
いかというふうな、総理大臣であり  
総裁である岸さんから、そういうふう  
な空気に育て上げていただきたいと思  
います。それについての御意見を伺い  
ます。

○岸国務大臣 この問題はお話しした  
通り、私は超党派的に解決していくべ  
きとくさんあるうちの一つの問題であ  
ると思っております。従いまして、今お話し  
のような意味において、十分社会党のそ  
の問題に関心を持たれ、研究されてお  
る人々と、われわれの方のそういう機  
関とで連絡をするように、党の方へも  
話しておきます。

○八木(一男)委員 まだまだ申し上げ  
たいことがたくさんございしますが、お  
約束の時間も一分前になりましたので、  
残念ながらここで切り上げたいと思  
います。さらに先ほど申し上げましたこ  
とを総理大臣が御実現になることを強  
く御要望申し上げまして私の質問を終  
りたいと思っております。

○岡田委員長 赤松勇君。  
○赤松委員 総理大臣に四点お伺いし  
たいと思っております。第一点は、実はきの  
う法務委員会が法務大臣に質問をいた  
しましたが、満足な御答弁をいただけ  
なかったもので、あらためて総理大臣の  
責任におきましてお答えを願いたい  
と思っております。その第一の点は、勤評を  
めぐる不当処分問題です。われわれがあ  
えて不当処分と言っているのは、和歌山で起  
きました事件の中におきまして、校長  
会と組合の機関として――集合同員につ  
きまして、最初和歌山の高教組が校長  
会に対して四・三・三の動員を要請し  
ましたところが、校長会の方の希望も  
あって、話し合いで一割の出席を許  
し、しかもその際、双方とも授業に差  
しつかえないことを申し合せて、平  
和裏に円満裏に、授業に全然差しな  
りなくその集会上に出席をした。ところ  
がこれに對しまして、地公法違反であ  
るといって、警察が検挙をいたしました  
として、検察庁が起訴している。同時  
に、教育委員会はこれに對しまして行  
政罰をもつて、最も苛酷な免職あるい  
はその他の処分をしておるわけであ  
ります。これは単に和歌山の高教組だ  
けではありません。和歌山以外のところ  
におきましてもやはりこういう問題が  
出ている。これは高知の例なんですけ  
れども、高知の場合は安芸高松では、  
勤評に反対する目的で学校長に不法交  
渉を行い、かつ、学校長の勤務命令に違  
反して授業を放棄し、なお、しばしば公  
務員としてふさわしくない言動があっ  
た、こういう理由で処分を受けており  
ます。ところが、調べてみますと、こ  
の処分の対象になつております尾崎、  
西内という両教諭が不法交渉したこと  
は全くない。また公務員としてあるま  
じき言動も何もない、岡村、藤山両教

論もそういう事実はない。しかも、これは出張中であつた。出張中ですからそういうことはないわけです。こういうように、事実上反する根拠をもつて不当な処分が行われておる、こういう場合に果してこれが行政罰あるいは刑事罰の対象となるか。法律論じやありません。きわめて常識的に総理はどのようにお考えになるでございましょう。というのを私がお尋ねするゆゑんは、昨年の暮れ、やはりこの社会労働委員会に総理に来ていただきました。たとえば電産の争議等につきましては、その九七%が高裁、最高裁において無罪の判決を受けておる。ところが、職場復帰はできない、その間賃金は全然未払いである、まさに労働者にとりましては死刑の宣告なんです。こういう事態が起らないように何らかの救済の方法はないものかどうか、これをぜひお互いに研究しようではないかと言つたときに、総理も同感の意を表されておつたわけでありました。今日地公法違反として逮捕され、起訴され、あるいは行政罰を加えられておる。しかも出張中で全然身に覚えがないにもかかわらず、一方的にそういうことが行われておる。これに對しまして総理はどのようにお考えでございましょう。

○岸国務大臣 檢察庁やあるいは警察官がその職務を執行するに當りまして、厳正中正でなければならぬことは言うまでもないのでございます。しかしそれぞれの与えられておる権限に基いて、犯罪ありと考へた場合において、それぞれの法規に従つて起訴その他のことをすることは、これまた彼らの私は当然の義務であると思つておる。す。ただ、起訴された者に対しては、いうまでもなく、裁判所が最後の判定をするわけでありまして、もしも無罪の判決があれば国家補償その他の方法によつて被告に對してそれぞれこれを補う道もできておる。また行政処分につきましては、いろいろこれに對する是正の方法等が講ぜられなければならないと私は思ひますが、今おあげになりました事案そのものを私全然承知いたしませんので、当該の問題について意見を言うことは差し控えますが、いずれにしても、これは法務大臣においても、檢察当局に對して、それが行き過ぎのないように考えることは当然であります。同時に、厳正中正な立場で職責は十分果していくように、しかし、檢察当局と裁判所が意見を異にするという場合はたくさんあるのであります。最後の判決は裁判所できまるわけでありまして、その場合に無罪となり、そういう迷惑をこうむつた人に対する国家補償等によつてこれは顧慮されるであらう、こう思つております。

○赤松委員 総理のただいまの御答弁は、昨年の暮れ答弁されたことと同じであります。最近いろいろな判決がありまして、多くの起訴事件が公判において無罪になつていくという事実がたゞさんあります。判例集を持つておられますが、それは煩瑣でありますからやめておきますけれども、そういう事実がたゞさんある。これは事件が違いますが、先般岐阜におきまして、殺人犯と誤認して、物的証拠がないのに、これを檢挙いたしまして起訴された。ところが、新しい犯人があとから現われたというところから、岐阜地檢、名古屋地檢等で今問題になつておるわけでありす。今の勸諭の問題とは性質が違ひますけれども、しかし、職權の乱用という点においては共通するものがあると思ひます。片一方、もしそのまま殺人犯人として死刑囚として処罰を受ける、片方は全然事実無根なのに刑事上の責任を問われてその違法性を追及せられるという事になつて参りますれば、総理の、それは公判廷ではつきりするだろうというふうな答弁は、血も涙もない御答弁だと思つたのです。できればそういうことのないように行政指導をやつていくことが内閣の責任であり、文部省の責任でなければならぬ、こういうふうにお考えでなければならぬ。間違つておるかどうかはわかりませんが、それは裁判でもつてはつきりするのだ、政治家としてそういう言ひ方はないと思ふ。そのことがなぜそういうふうな形で現われてくるかといへば、地方公務員法そのものに問題がある、つまり、地方公務員法の解釈の点に問題があるのではないだろうか、こういうふうにお考えでございましょう。地方公務員法第三十七條には、御承知のことく、「職員は、地方公共団体の機関が代表する」云々と書いてありまして、その次に「同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能力を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、この点が非常に重要だと思ふのです。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そのかし、若しくはあつてはならない。こう書いてあります。これは当時立法し、昭和二十三年に改正いたしました際に、私はこれが間違つて解釈される危険があると思

へましたので、マツカーサー司令部に参りました。当時公務員の關係を担当しておりましたフーパーに面会をいたしました。こういう点についての法律上の見解をただしました。また国会におきましてこの点が非常に議論になりました。当時法務總裁をやつておりました大橋武夫君も、これは国会におきまして、明確に答弁をしておりました。すなわち、当時マツカーサー書簡が出ましたが、マツカーサー書簡の中におきましては「雇用もしくは任命により日本の政府機関又はその從屬団体に地位を有するものは、何人といへども、同盟罷業、又は、政府の活動能力を阻害する怠業その他の争議行為をしてはならない。これがすなわち「同盟罷業、怠業その他の争議行為」をしてはならないという三十七條の前段なんです。そのマツカーサー書簡のあとに、「何人といへどもこのやうな地位をもちながら日本の公衆に對し、このやうな行動に訴えて公共の信託を裏切るものは」とこう書いてある。これも前段の中に含まれると思つてございしますけれども、ただこの中で、さらにマツカーサー書簡におきまして特に強調いたしておきます点は、この前段の職員がこういうやうな争議行為をやつた場合には、これは刑事罰でなく行政罰を、これを予想しておつた。今日のやうに勤務条件に関する問題につきまして檢察庁が地方公務員法違反、すなわち六十一條違反といふことで檢挙をするといふことはだれも考へてなかつた。その当時大橋君の答弁がここにございしますけれども、この中におきましてもう一つのことばを言つていない。それで、刑事罰の対象になつたのは「又、

何人も、このやうな違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そのかし、若しくはあつてはならない。これが刑事罰の対象になる。これが一体だれをさしているかといへば、これは職員そのものをさしているとおるのではないのです。又はその遂行を共謀し、そのかし、若しくはあつてはならない。これは職員以外の者をさしている。当時私もはこの点において追及をしましたところ、政府の方は速記を中止して、秘密会におきまして、しばしば私どもに言明したことは、これは共産黨をさして言つておる、共産黨をさしておると言つておる。従つて、これは職員そのものの勤務条件改善に関するいろいろな諸活動をさして言つておるのではない。そして、これが同盟罷業、または怠業その他の争議行為をした場合には、これは行政罰でもつて罰するのであつて、刑事罰とは無關係だといふことを当時政府の方はしばしば言明して参りました。しかるに法律は獨立いたします。この間警職法の問題で、前の最高裁の判事の眞野さんがここで証言をされておりました。法律は獨立するといふことを言つておつた。その通りであります。たとえば鐵道公安官を作る場合におきましても、私も私どもは当時の法務大臣に、これを労働争議に使つてはならない、絶対に使ひません、これは朝鮮人の集団暴行に對する防衛のためにやるのだ、こういうことで、当時法務委員会においてそういうことをはっきり申しました。絶対にストライキにはこれをば使ひない。ところが今日鐵道公安官はほとんどストライキでなくて、大衆行動の断庄にこれが利用されております。

地方公務員法だつてそんなんです。地方公務員法だつて、これが文部省の指導によりまして、地方自治体、教育委員会におきまして非常に間違つた解釈がされておる。それが条例となつて現われておる。今日この様な事態が生れておる。当時は総理は国会にいらつしやいませんでしたから、この間の事情は十分おわかりにならぬと思ひます。しかし当時はずきりしておることは「六十一」条に規定する其謀し、そのかし、あおり、又はこれ等の行為を企てる等は、不法な意図を実現するための手段、態様であるが、その手段、態様自体が不法な行為の類型を現わしてゐる、と考へることである。つまり、欺罔的、誘惑的、脅迫的方法で他人をして争議行為を遂行せしめる行為のみを処罰の対象とし、平和的、説得的争議行為をよびかけることは、六十一條にいう違法な行為の遂行をそのかし、あつたことにならない、」このやうのが当時の統一の見解であつたわけでありました。しかるに今、日教組に對しましては地方公務員法違反だといふので、各所において検査が行われておる、これは私は立法の精神をじゅうりんするものであると思ふ。この点につきまして、幸いあなたの方の党には当時法務總裁をやつておりました大橋君もおるのであります。これは総理もその当時のことを十分お聞き下さればわかると思ふのでありますけれども、こういうやうな立法の精神をじゅうりんするような、歪曲するやうな、そういうことは私は許されないと思ふのでありますけれども、総理の御見解はいかがでございましょう。

ては、私はお話の通り、立法の趣旨なりあるいは立法当時の国会における審議の内容、その際における政府の責任ある説明や答弁というものは、もちろん私は重要な資料として法律を解釈しなければならぬといふことは、言ひを待たぬと思ひます。しかし法律を作りました当時と社会的にも事情がいろいろ變つてきて、あるいは立法当時の予想しなかつたやうな事態も起つて参るわけでありましたから、あるいは立法当時予想しなかつたやうな事態に對して、當時は全然考へておらないやうな事態が起つてきて、これを適用するといふやうな場合も起つてくるだらうと思ひます。しかしいづれにいたしましても、何か特別の意図を持つて、政治的意図を持つて法律を解釈するとか違當するとかいふやうなことは、これは許されないのでありますから、立法の趣旨や、その精神といふものは十分に尊重して法律の解釈をしていくといふことが、やはり中心になることは当然であらうと思ひます。

○赤松委員 非常に大事な発言をされておるのですけれども、客観的情勢が變化すれば法律の拡大解釈をやつていふと、そんな理屈には私はならぬと思ふ。ことにこれは刑事罰を目的として作られた法律ではないのであります。すなわち公務員のその中立性、さらに能率的な事務を増進するために作られた法律でございまして、従つて今の総理のやうなお考えでございまして、やはり戦争中の国家総動員式な考へ方といふものが出て参りまして、客観的情勢の變化によつては、法律の拡大解釈やむを得ないのだ。だから警察法などが危ないものであつて、客観的情勢の變化によりまして、いつでもこれは拡大解釈されて、悪用されるという危険がありますから、当時私もは反對したわけでありました。当時の速記録を見ますと、わが党の大矢省三君は「はつきりこう言つておる。公務員は相當な常識を持ちしかも十分テストして採用された常識もあり、判断力もあり、しかも相當に社会的な地位もある人である。これに對してそういう誘惑扇動に乗るといふ前提に立つてものをこしらへるといふことは、私は公務員に對する非常な侮辱じゃないかと思ふ。」大矢君がこういうやうな質問をしておる。これに對しまして大橋國務大臣が答弁をして「公務員がすべてお話のやうに誘惑扇動には乗らないといふ前提に立ちますと、かような規定は確かに必要はないと思ひます。しかし私も似たやうなことは、現在の状況から見て、この規定は必要であると考えて載せた次第であります。」こう言つておられます。この場合に、この大臣の答弁にありますが、つまり誘惑、扇動に乗るか乗らないか、つまり誘惑、扇動といふのは、そのかし、其謀し、あるいはあつたことにならない、から、こういう点につきましては今日の檢察庁が間違つて、法律を讀まうと解釈してやつておる。これは、私は先般和歌山に参りまして次席檢察事と論争いたしましたけれども、次席檢察事自身が、これは自信がない、われわれは今度の地公法違反でもつていろいろ起訴しておりますけれども、これは公判闘争におきまして必ず白と出る、必ず無罪と出ることを確信しております。ところが総理の見解によれば、それは白と出たら出たで仕方がないじゃないかとい

う。そうじゃないのです。白と出ることは決定的なんです。問題は、白と出た場合に、その教職員は職場復帰ができないのです。また係争中の期間の賃金はカットされるのです。ここに重大な問題がある。だから法律を執行なさる場合には十分に考へて、そしておやりになる必要があるといふことを私は申し上げておるものであります。時間がありませんから、特にこの際内閣総理大臣に、この立法の過程あるいは立法の精神、こういったものにつきまして御理解を願うために、これを特に強調しておきたいと思ふのであります。

その次にお尋ねしたいのは、ILO条約の問題であります。これは労働大臣に私はしばしば今日まで質問をしてきた。そうすると労働大臣は、労働問題懇談会の結論が出れば、その結論を見てから考へる、こういう答弁を終始して参つたのであります。今日ILOにおきましても、御承知のごとく団結と自由に関する委員会におきましては、日本政府はすみやかにこれを批准すべきである、こういうやうな結論も出してあります。先般私ジュネーヴに参りまして、この方面のいろいろの国際的には、どうして日本がこれを批准しないのか、現地の外交官はこの問題が出るたびに肩身の狭い思いをする、今ごろこの問題をジュネーヴの国際会議でもって議論をしなければならぬといふことは恥しい、こう言つておられます。もう議論の余地のない問題でありますから、すでにILOにおきまして、こういうやうな結論が出ておるのでございまして、この条約の批准について、内閣総理大臣として、これは単に労働問題だけじゃありません、外交上の重大な問題も含んでおりますから、総理の責任において御答弁をお願いしたいと思ひます。

○岸國務大臣 ILO条約の批准といふ問題に關しましては、日本としまして、できるだけこれを批准する方針のもとに、いろいろと今日までもやつてきております。ただ問題の第八十七号といふのですか、この問題の批准をするかどうかといふことは、しばしば国会においても問題になり、これは赤松君の方がよく御承知ですが、今ある日本の国内法との關係において、これをどう調整していくかといふ問題がありまして、従つて労働問題懇談会といふものにこれが検討審議を命じて、その結論を待つてやるといふ方針のもとに、今日まで参つております。条約を批准し、これに抵触するようなおそれのある国内法は、これを改正したらいいじゃないかといふ議論も一方において立つと思ひます。しかし、日本の国内情勢からいって、これらの法制を直ちに修正し改定するといふことが国内事情に果して適合しているかどうかといふことにつきましても、各般の事情を調査し、研究する必要があるといふことで、こういう処置をとつておるわけでありまして、懇談会においてもその方の専門家なり、各労働問題についてのいろいろ権威の方々も十分に検討されておりますから、その結論を待つて政府としては処置する、こういう従来通りの方針でおるわけでありまして、○赤松委員 条約の批准に伴う国内法の改正の問題について、にわかにそれをやるのが国内情勢として許すかどうかといふお話でございしましたが、そ

ういう情勢上の認識の問題になりますと、相当議論の余地があると私は思うのです。ただ、時間がありませんから、そこまで触れませんけれども、この際はつきり答えておいていただきたいことは、しばしば労働大臣が答弁をされております労働問題懇談会の結論が出た場合に、たとえば批准すべきであるそれに伴って国内法の改正をやるべきである、こういう結論が出た場合には、それに従うのかどうか、そのことだけ一つこの際伺いしておきたいと思ひます。

○岸国務大臣 懇談会の結論がそういうふうに出ますならば、十分それを尊重して政府としては処置していきたいと思ひます。

○赤松委員 尊重するということは、実行するというふうには受け取つてよろしうございませうか。

○岸国務大臣 今お答え申し上げましたように、私は尊重するということを申しております。必ずその通りに実行するということは、政府としての責任において決定しなければならぬと思ひます。懇談会でこうした審議をして權威ある人たちに研究しておるのでありますから、私は十分に尊重して処置する、こういうことをお答え申し上げておきます。

○赤松委員 これは総理、パーセントの問題じゃないと思ひます。一〇〇%はだめだけれども七〇%くらいは何とかするつもりだというようなことではないと思ひます。少くともこの条約に関する限りは、従つて、尊重するということは、これは実行するんだ、こういうふうには私も理解しておきたいと思ひますが、どうで

ございませうか。これは実は、あなたの御答弁なり私の質問なりというものは、すぐILOの方に伝わるのです。一つはつきりこの際態度を表明しておいていただきたい。

○岸国務大臣 政府の責任者として私は、それを尊重して処置するということは、国際的に響きましても、十分意味を持つておると思ひます。

○赤松委員 そういう押し問答を重ねておつても、時間の浪費ですから、私は岸総理のように臨時国会を全部空白にするというふうな忍耐力はございませんで、この際さらに話を進めていきたいと思ひます。

警職法の廃案に伴ひまして、政府が非常に重大な法案だと言つておりました国民健康保険法、たゞいま政府の非常に強い御要望がございまして、私も御協力を申し上げましたが、とにかくこれが通りました。しかしこれも岸総理の責任だと思ひます。これが流産になつて、新しく通常国会に提出をしなればならぬと思ひます。最低賃金法だつてそうだと思ひます。労働大臣が苦心惨たんして、一生懸命に作つて、そしてこの臨時国会ではどうしても通した、こう考へて出した。ところが、あなたが自民党の代議士会で勇敢にぶつてしまつた。他の法案を犠牲にしてでも警職法は必ず通すなどと言ふもんで、それから、まだそのまゝになるところか、警職法もつぶれ、みんなつぶれた。ですから私は労働大臣にも責任があると思ひます。そういう場合には、最低賃金法を通すために、むしろ総裁のそういうような行き過ぎをあなた自身がセーブしなければならぬ。ところが総裁は代議士会で言い切つ

ちやつた。総裁ですから、私が鈴木委員長のそばにおるならば、あれは一〇〇%言わせないで、五〇%くらいにして、あとの五〇%は、ちゃんと両党首会談やその他があるのですから、そこで譲り合うような線は残しておくのでありますけれども、あなたはそこで勇断に言わぬでもいいことまで言つちやつた。他の法案を犠牲にしてでも私はこの警職法を通すために大いにがんばる、わあつというふうなことになるちやつた。ところが警職法までつぶれちやつた。あなたは笑つておられますけれども、これを国民は何と思つておるか。自民党の中でどういう批判が起きておるか。全くこれは重大な問題です。一切の法案を犠牲にして、しかも警職法までつぶして、そしてそれを担当する所管大臣が辞任一つしない。総理大臣自身が反省の色一つも見せない。こんなばか政治というものがあつてしようか。この間新聞のコメントに何と載つておるか。やめなさいで下さい、毛沢東、岸首相。こう書いてある。お前さんがやめると私までやめねばならぬ。これは諷刺なんです。国民の考へておることをコメントの形で率直に言つておる。NHKに三木鶏郎があらぬからいいようなものだけれども、あれがおつてごらんない。ほろくそに言われる。全く国民はみなあきれ果てておる。いつあなたがその責任をおとりになるか。きよう公安委員長が出てきましたならば、公安委員長に對して警職法の問題に對して彼らの責任を追及して、そうして当然彼は政治家でございませうから、その進退出所をば明らかにするその時期はいつであるかと

いうことを聞きたかつたのでございませうが、おそれをなして、ついにこの委員会に姿を現わさぬ。内閣総理大臣は内閣を統率なさる地位におられます。あなたはこの問題についてどういふうに、あなたの隣におられる倉石労働大臣もたつた一つの重要法案であるところの最低賃金法案を流産させて、何とか今月一つ通してくれ、二、三日の間に何とかしてくれ、そんなことを言われまして、はあそうですかというわけには参りません。事態は非常に重大でございませう。あなたの党の中で混乱が起きると同じように、国民の中におきましては相当高い批判がある、この際岸総理の御見解を承わつておきたいと思ひます。

○岸国務大臣 臨時国会におきまして私もぜひ成立せしめたいと思つて提案をいたしました諸法案が、ついに成立を見るに至らなかつたことは返す返すも遺憾に考へております。私は、かくのごとき事態に処して、赤松委員の、内閣総理大臣の責任をとれというお言葉は、おそらく岸内閣に総辭職しろ、あるいは解散をして国民に信を問ふというような意味を持たしての御質問かとも思ひますが、もちろん内閣が最後の責任をとるといふのは、総辭職し、もしくは自分の方で国民の信を失ふで問うて善処するといふやうな道が、民主的に最後の責任をとる道であることは言うまでもないのであります。が、しかしいかなる場合においても、責任あれば必ずそういう道をとるべきかどうかは、これは私は政治的に大いに考慮しなければいかぬと思ひます。私はこの前の臨時国会において、これらの法案が成立しなかつたことについて

では、要するに国会の運営が正常化されておらなかつたところにその原因があると思ひます。そうしてまたこの正常化が長く行われなかつたということになると、民主政治そのものを破壊する結果になると私は考へたのであります。従つて、私があの場合に最も責任を持つて処理しなければならぬことは、将来に向つて、国会はほんとうに審議の場所である。従つてわれわれは国会の審議を通じて、国民に自分たちの所信を訴え、またこの二大政党の運営については、両党とも互譲の精神をもつて、この国会を運営していくという、この原則を樹立して、将来ともこういう事態を繰り返さないようにすることが必要であると思ひまして、鈴木委員長と会談をして、将来の国会正常化について両党で考へてみて、最も必要であり、こうすることが適當であるということについて申し合せをしたことは、赤松委員の御承知の通りであります。私の今日の心境から申しますと、これらの必要であると思へて提案をいたしました諸法案は、さらに提案をする。警職法につきましても、国民の世論の傾向等も私は謙虚な気持ちで十分に考へる、また同時に、この提案についての取扱い等についても十分慎重に考へて、適当な時期にさらに国会に提案して、御審議を得て成立せしめるということが必要であると思ひ考へております。これらの問題につきましても、それぞれ主管大臣におきましては、そういう心がまえのもとに検討をし、将来は、ことに国会の運営の正常化されたこの状況において、両党互譲の精神をもつて審議を慎重に円満に行なつて、そうして成立せしめるものは



を呼んでおるわけでありませうけれども、いまだに出頭をされません。しかも現在専売公社関係における労働紛争は、不当労働行為事件が二件申し立てを受けております。さらに調停案が六件調停委員会にかかっており、さらにたばこの在庫の状態が十日分しかないという状態である。またその品種にお

きましては、もう底をついておる、こ  
ういう状態にもかかわらず、いまだに  
お見えにならないということは非常  
にけしからぬと考えるわけであります。  
今後委員長において十分善処されん  
ことをお願いいたします。

○國田委員長　多賀谷君の御意見は了承いたしました。再三要求をいたしましたのが、団体交渉に関連する予算その他の折衝で出席いたしておりません。嚴重に警告を發します。

本日はこの程度にとどめます。次会

は來たる二十三日午前十時より理事會、十時三十分より委員會を開會する予定であります。

これにて散會いたします。

午後六時十五分散會

〔参照〕 国民健康保険法案(内閣提出第一一  
号)に関する報告書  
国民健康保険法施行法案(内閣提出  
第一二号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

一九

昭和三十三年十二月二十五日印刷

昭和三十三年十二月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局